

これからの法曹養成制度を考える—法曹養成の危機にどう向き合うか?—

2018年9月14日

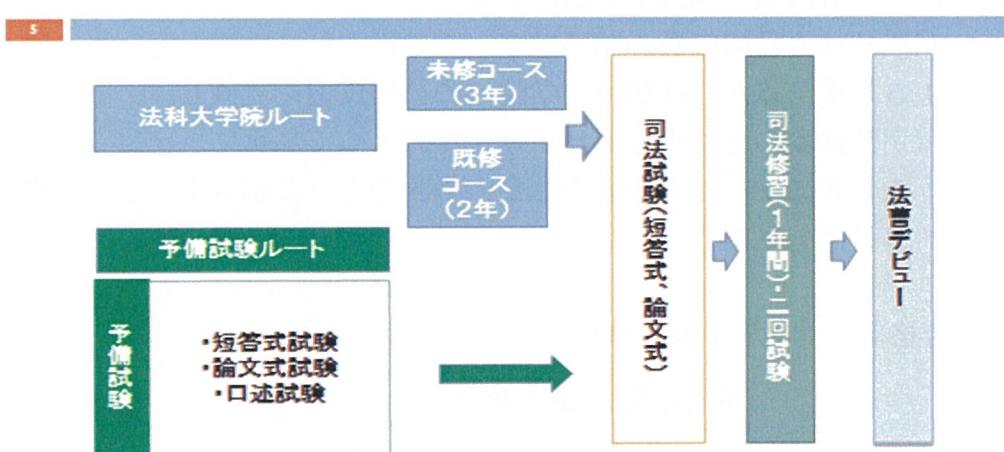
読売新聞東京本社

調査研究本部 高橋 徹

<基調講演>法科大学院はどこへ向かうのか 現状と課題

- 司法試験

現行の司法試験の流れ



※法科大学院修了後もしくは予備試験合格後、受験資格は5年間

- 司法制度改革と法科大学院を巡る動き

(狙い) 欧米に比べて、圧倒的に少ない法曹人口を増やす

「暗記中心」、「一発勝負」 当時の司法試験の弊害を打破する

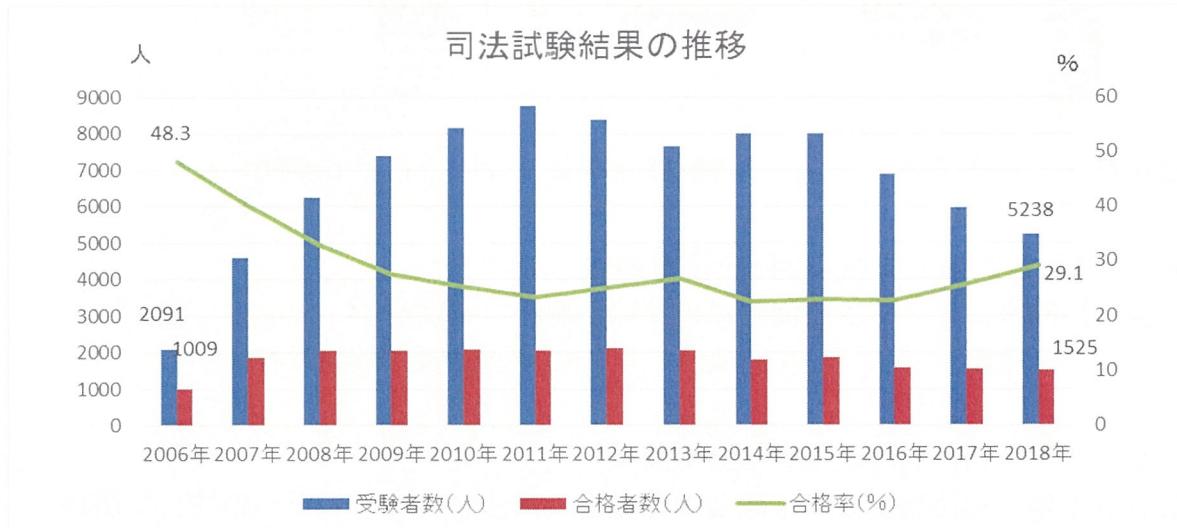
1999年 司法制度改革審議会が設置

2001年 司法制度改革審議会の意見書「司法制度改革の三つの柱」で法科大学院の創設が盛り込まれる。司法制度改革推進法が成立

- ・法曹を「国民の社会生活上の医師」と定義
- ・「今後、国民生活の様々な場面において法曹に対する需要がますます多様化・高度化することが予想される中での21世紀の司法を支える人的基盤の整備としては、プロフェッショナル（高度な専門職）としての法曹の質と量を大幅に拡充することが不可欠」
- ・司法試験という「点」のみによる選抜→法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度の新設を提言
- ・法科大学院=養成機関の中核

- 2002年 司法制度改革推進計画を閣議決定
 (10年頃には司法試験の年間合格者3000人達成を目指すことを明記)
- 2004年 法科大学院が開校（法科大学院修了後、5年以内に3回まで）
- 2006年 新司法試験がスタート、旧司法試験は経過措置で5年間存続
- 2011年 旧司法試験廃止
 司法試験予備試験がスタート
- 2013年 司法試験の年間合格者を3000人とする目標を撤回
 合格率の低い法科大学院の統廃合を推進する方向性を示す
- 2015年 法曹養成制度改革推進会議が改革案を決定
 司法試験の受験回数の制限撤廃（5年以内）
 15年度予算から各法科大学院への公的支援を見直し
 (司法試験の合格率や取り組み状況によって加算)
- 2018年 入学者に占める未修者や社会人の割合を「3割以上」とする数値目標を見直し

➤ 低迷する合格率 受験者も減少傾向



2018年度の司法試験の結果

合格者数 1525人 合格率は29.11%

合格者の平均年齢 28.8歳（前年と同じ）

最高齢は68歳、最年少は19歳=現行司法試験の中で史上最年少

※いずれも12月末時点の年齢

<法科大学院修了者>

受験者数 4805人→合格者は1189人 合格率は24.75%

既修者 833人 合格率 33.19%

未修者 356人 合格率 15.11%

<予備試験合格者>

受験者数 433人→合格者は 336人 合格率は 77.60%

2018年司法試験 出身別合格率

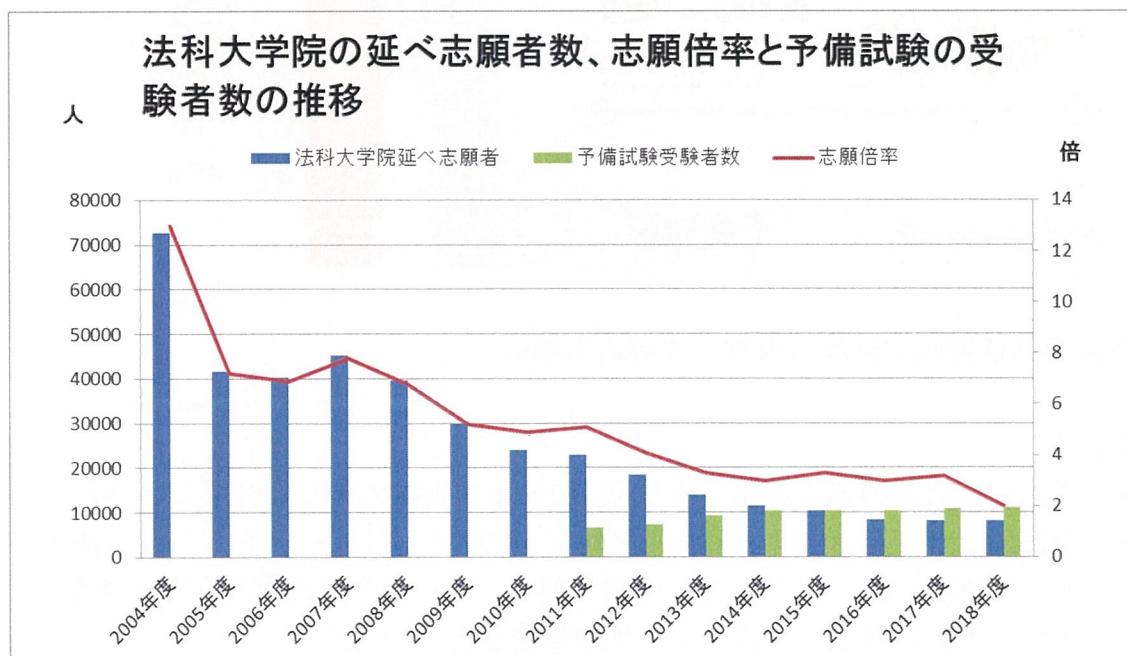
順位	出身法科大学院	合格率 (合格者数／受験者数)
1	予備試験合格者	77.6% (336／433)
2	東北学院大	60.0% (3／5)
3	一橋大	59.5% (72／121)
4	京都大	59.26% (128／216)
5	東京大	48.02% (121／252)
6	神戸大	39.53% (51／129)
7	慶應大	39.2% (118／301)
8	大阪大	37.59% (50／133)
9	早稲田大	36.54% (110／301)
10	九州大	33.33% (29／87)

2017年司法試験 出身別合格率

順位	出身法科大学院	合格率 (合格者数／受験者数)
1	予備試験合格者	72.5% (290／400)
2	京都大	50.0% (111／222)
3	一橋大	49.5% (60／121)
4	東京大	49.4% (134／271)
5	慶應大	45.4% (144／317)
6	大阪大	40.7% (66／162)
7	神戸大	38.7% (55／142)
8	愛知大	30.7% (4／13)
9	早稲田大	29.3% (102／347)
10	首都大東京	26.9% (31／115)

※合格者「0」の法科大学院9校も

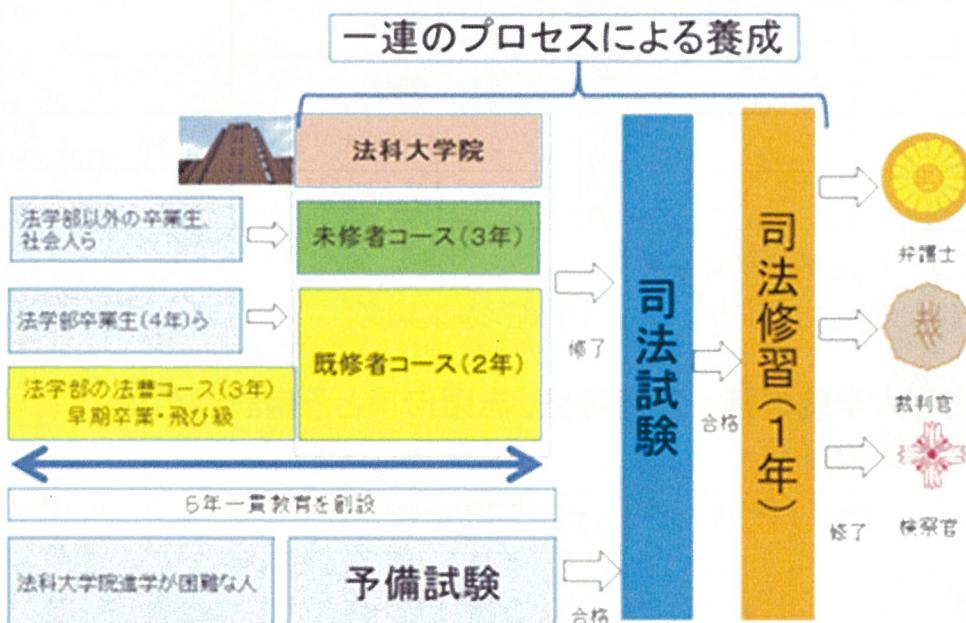
➤ 減る法科大学院の志願者 伸びる予備試験受験者



※実入学者 2004年度の5767人 ((既修者2350人、未修者3417人) から2018年度は1621人 (既修者1112人、未修者509人) に激減

- 撤退相次ぐ法科大学院 74校中、38校が撤退・募集停止
(北海道では北大、東北では東北大それぞれ1校。四国は空白地帯に)
残りの36校も学生集めに苦戦 入学者数1ケタの学校も
- 性急だった制度設計?
弁護士数十数年で倍増の4万人時代に突入
伸び悩む弁護士収入
- 職業としての法曹の魅力も低下?
理系の上位層が医師を目指すのと対照的に、文系の雄である法曹人気の凋落
川下の法学部の入学者数も伸び悩み
- 文部科学省が目指す「3年+2年一貫コース」の取り組み

法曹養成制度と改革の方向性



※共通到達度確認試験（仮称）の導入も検討

<論点>

- 司法制度改革の基本思想である「司法を21世紀の新しい社会にふさわしい国民にとって身近でより利用しやすく頼りがいのあるもの」にし、「法の支配」の実現の担い手としての法曹の養成、法科大学院はどうあるべきか
- 法科大学院の撤退が相次ぐ中、地域法曹をどう守るか
- 法曹の職業としての魅力を取り戻すにはどうすればいいか

以上



これからの
法曹養成制度を考える
法曹養成の危機にどう向き合うか?
2018.9.14札幌弁護士会館5階

【参考資料集】

- 資料 1 法科大学院における志願者・入学者の状況（弁護士白書2017）
- 資料 2 司法試験合格者の状況（弁護士白書2017）
- 資料 3 各法科大学院の入学定員および実入学者数の推移
(中教審法科大学院特別委員会 配布資料)
- 資料 4 法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果 抜粋
(平成29年度 法務省 文部科学省 実施)
- 資料 5 民事第一審民事事件新受件数の推移 (弁護士山中理司 作成)
- 資料 6 弁護士人口数の推移 (弁護士白書2017)
- 資料 7 弁護士1人あたりの事件数比較 (弁護士白書2017)
- 資料 8 法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性 (概要)
(平成30年3月13日 中教審法科大学院等特別委員会)
- 資料 9 法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性に対する意見
(平成30年5月30日 札幌弁護士会会长 八木 宏樹)

第2章

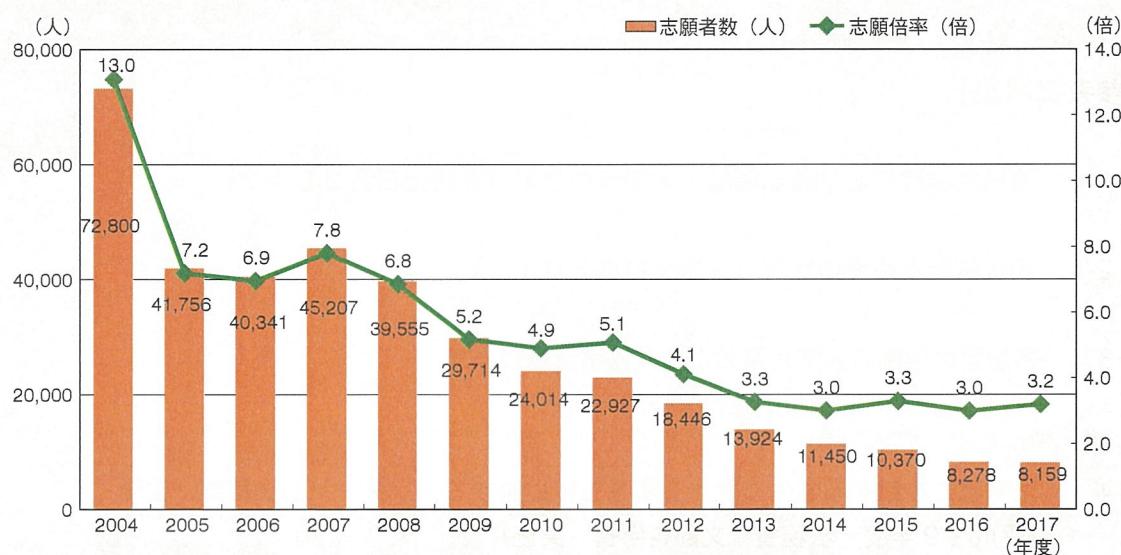
法曹等に関する人口

資料1

1 法科大学院における志願者・入学者の状況

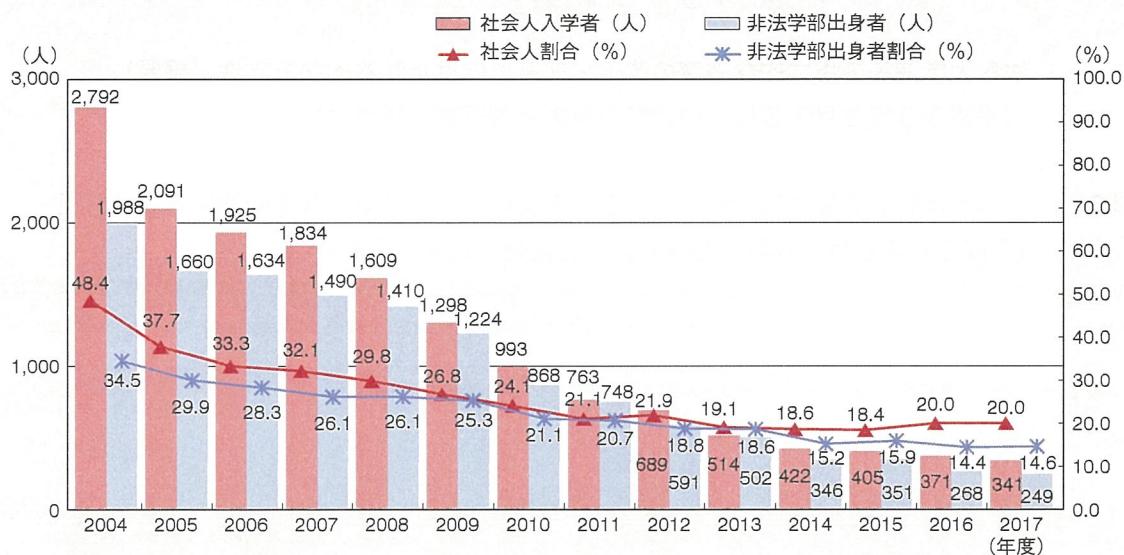
以下は、法科大学院の志願者数及び社会人・非法学部出身者の入学者数について、それぞれまとめたものである。法科大学院の志願者総数は、減少傾向が続いており、2017年度においては、全国合計が8,159人であった。

資料1-2-1 法科大学院志願者数の推移



- 【注】1. 数値は、文部科学省「中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第80回）」の資料をもとに、日弁連が作成したもの。
2. 志願者数とは、適性試験後、各法科大学院が個別に実施する入学試験の志願者数の全国計を指し、例えば1名の者がA法科大学院とB法科大学院に志願した場合、A法科大学院とB法科大学院でそれぞれ1名の志願者となり、それを足した延べ人数（この場合2名）となっている。
3. 志願倍率とは、法科大学院志願者数（全国計）を募集人員（全国計）で除したものである。

資料1-2-2 社会人・非法学部出身の入学者の状況



- 【注】数値は、文部科学省「中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第80回）」の資料をもとに、日弁連が作成したもの。

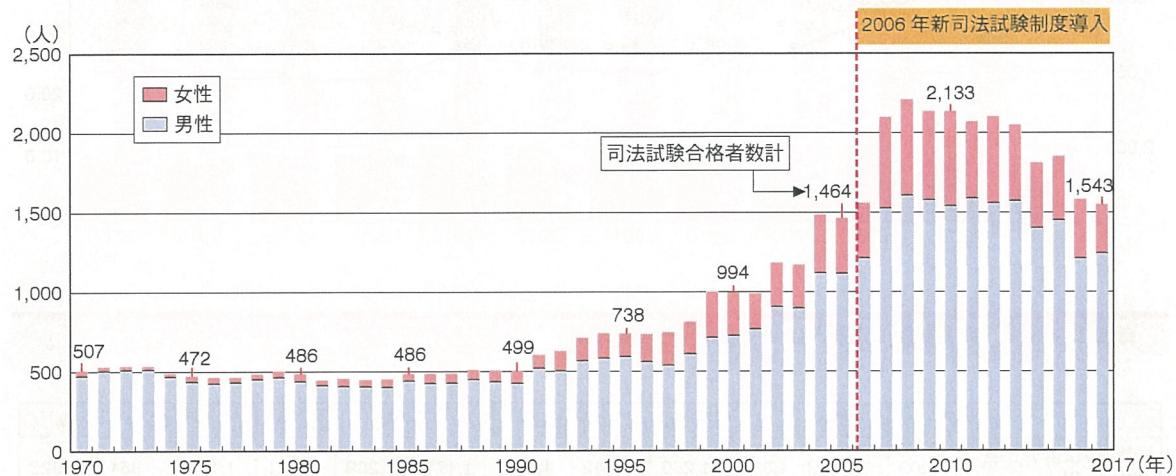
資料2

2 司法試験合格者の状況

(1) 司法試験合格者数の推移

以下は、1970年からの司法試験合格者数の推移と、2011年からの司法試験の受験状況についてまとめたものである。2017年の司法試験合格者数は、1,543人（合格率25.9%）であった。

資料1-2-3 司法試験合格者数の推移



- 【注】1. 2006年から2011年の合格者数は、新司法試験及び旧司法試験の合計数、2012年以降は、新司法試験による合格者数（法務省公表資料による）である。
2. 2006年から開始された新司法試験と並行して実施されてきた旧司法試験は、2011年の試験を最後に新司法試験に一本化された。2011年の旧司法試験は、2010年の第二次試験筆記試験に合格した者に対する口述試験に限り実施され（2011年4月）、合格者は6人であった。なお、旧司法試験の終了に伴い、2012年から「新司法試験」は、「司法試験」となっている。
3. 2017年の合格者1,543人のうち、290人は予備試験を経た合格者である（資料1-2-10参照）。

(2) 司法試験の合格状況

資料1-2-4 司法試験受験状況

	平成23(2011)年			平成24(2012)年			平成25(2013)年			平成26(2014)年		
	総数	男性	女性									
出願者(人)	11,891	8,481	3,410	11,265	8,096	3,169	10,315	7,565	2,750	9,255	6,837	2,418
受験者(人)	8,765	6,333	2,432	8,387	6,021	2,366	7,653	5,652	2,001	8,015	5,893	2,122
合格者(人)	2,063	1,585	478	2,102	1,557	545	2,049	1,572	477	1,810	1,402	408
合格率	23.5%	25.0%	19.7%	25.1%	25.9%	23.0%	26.8%	27.8%	23.8%	22.6%	23.8%	19.2%
合格者の男女比	100.0%	76.8%	23.2%	100.0%	74.1%	25.9%	100.0%	76.7%	23.3%	100.0%	77.5%	22.5%

	平成27(2015)年			平成28(2016)年			平成29(2017)年		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
出願者(人)	9,072	6,719	2,353	7,730	5,696	2,034	6,716	4,966	1,750
受験者(人)	8,016	5,922	2,094	6,899	5,080	1,819	5,967	4,409	1,558
合格者(人)	1,850	1,451	399	1,583	1,212	371	1,543	1,228	315
合格率	23.1%	24.5%	19.1%	22.9%	23.9%	20.4%	25.9%	27.9%	20.2%
合格者の男女比	100.0%	78.4%	21.6%	100.0%	76.6%	23.4%	100.0%	79.6%	20.4%

- 【注】1. 本表は法務省公表資料によるもの。
2. 合格率は、受験者数に対する司法試験の合格者数の割合である。

資料1-2-5 司法試験合格率の推移



資料1-2-6 司法試験の既修者・未修者別合格状況

年	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
既修者(2年)出身 合格者(人)	1,009	1,215	1,331	1,266	1,242	1,182	1,171	1,209	1,121	1,133	951	922
合格率	48.3%	46.0%	44.3%	38.7%	37.0%	35.4%	36.2%	38.4%	32.8%	32.3%	30.7%	32.7%
未修者(3年)出身 合格者(人)	-	636	734	777	832	881	873	720	526	531	397	331
合格率	-	32.3%	22.5%	18.9%	17.3%	16.2%	17.2%	16.6%	12.1%	12.6%	11.6%	12.1%
合計(人)	1,009	1,851	2,065	2,043	2,074	2,063	2,044	1,929	1,647	1,664	1,348	1,253
合格率	48.3%	40.2%	33.0%	27.6%	25.4%	23.5%	24.6%	25.8%	21.2%	21.6%	20.7%	22.5%

【注】1. 文部科学省「中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第82回）」の資料をもとに、日弁連が作成したもの。合格率は対受験者の比率である。

2. 受験願書の「受験資格等」欄の中の「既修・未修」欄に基づく情報。

資料1-2-7 司法試験の法学部出身者・非法学部出身者別合格状況

年	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
法学部系出身 合格者(人)	893	1,439	1,618	1,617	1,679	1,689	1,685	1,582	1,397	1,385	1,143	1,083
合格率	48.8%	41.9%	35.0%	29.4%	27.5%	25.9%	26.8%	27.7%	23.1%	23.2%	22.3%	24.2%
非法学部系出身 合格者(人)	116	412	447	426	395	374	359	347	250	279	205	170
合格率	44.6%	35.2%	27.3%	22.6%	19.2%	16.7%	17.7%	19.6%	14.4%	16.1%	14.7%	15.5%
合計(人)	1,009	1,851	2,065	2,043	2,074	2,063	2,044	1,929	1,647	1,664	1,348	1,253
合格率	48.3%	40.2%	33.0%	27.6%	25.4%	23.5%	24.6%	25.8%	21.2%	21.6%	20.7%	22.5%

【注】1. 文部科学省「中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第82回）」の資料をもとに、日弁連が作成したもの。合格率は対受験者の比率である。

2. 「法学部系」とは、法学部系学部の卒業、「非法学部系」とは、法学部系学部以外の学部の卒業のことであり、それぞれ法科大学院における既修・未修コースの者が含まれている。

資料1-2-8 各年度修了者の司法試験合格状況（累積合格率）

(2017年9月30日現在)

修了年度	修了者数 (人)	累積 合格者数 (人)	累積合格率			修了年度	修了者数 (人)	累積 合格者数 (人)	累積合格率		
			全 体	既修者	未修者				全 体	既修者	未修者
2005年度修了者 (2006～2010年受験可)	2,176	1,518	69.8%	69.8%	—	2011年度修了者 (2012～2016年受験可)	3,937	1,937	49.2%	65.2%	36.1%
2006年度修了者 (2007～2011年受験可)	4,418	2,188	49.5%	63.4%	39.5%	2012年度修了者 (2013～2017年受験可)	3,459	1,857	53.7%	69.8%	36.6%
2007年度修了者 (2008～2012年受験可)	4,911	2,273	46.3%	65.4%	32.6%	2013年度修了者 (2014～2018年受験可)	3,037	1,631	53.7%	69.9%	33.7%
2008年度修了者 (2009～2013年受験可)	4,994	2,355	47.2%	68.7%	31.9%	2014年度修了者 (2015～2019年受験可)	2,511	1,218	48.5%	63.3%	29.2%
2009年度修了者 (2010～2014年受験可)	4,792	2,261	47.2%	67.4%	33.4%	2015年度修了者 (2016～2020年受験可)	2,190	913	41.7%	54.5%	21.9%
2010年度修了者 (2011～2015年受験可)	4,535	2,200	48.5%	65.9%	36.1%	2016年度修了者 (2017～2021年受験可)	1,872	639	34.1%	44.1%	14.8%

【注】1. 文部科学省から提供を受けた資料をもとに、日弁連が作成したもの。

2. 累積合格率とは、法科大学院を修了後、5年以内3回までの司法試験の受験制限のもと、どのくらいの受験者が合格したかその割合をいう。なお、2014年5月に改正司法試験法が成立し、2015年司法試験から、法科大学院修了または司法試験予備試験合格後5年の期間内において受験回数の制限は無くなった。

(3) 司法試験予備試験の状況

「司法試験予備試験」とは、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格を取得する途を開くために設けられた試験で、これに合格した者は、法科大学院修了者と同等の資格で司法試験を受験することができる。

資料1-2-9 司法試験予備試験の受験状況

	2011年			2012年			2013年			2014年			2015年		
	総 数	男 性	女 性	総 数	男 性	女 性	総 数	男 性	女 性	総 数	男 性	女 性	総 数	男 性	女 性
受験者(人)	6,477	5,444	1,033	7,183	5,996	1,187	9,224	7,567	1,657	10,347	8,308	2,039	10,334	8,229	2,105
合格者(人)	116	103	13	219	197	22	351	307	44	356	319	37	394	354	40
合格率	1.8%	1.9%	1.3%	3.0%	3.3%	1.9%	3.8%	4.1%	2.7%	3.4%	3.8%	1.8%	3.8%	4.3%	1.9%
	2016年														
	総 数	男 性	女 性												
受験者(人)	10,442	8,276	2,166												
合格者(人)	405	334	71												
合格率	3.9%	4.0%	3.3%												

【注】本表は法務省公表資料によるもの。

資料1-2-10 司法試験予備試験合格者の司法試験受験状況

	2012年			2013年			2014年			2015年			2016年		
	総 数	男 性	女 性	総 数	男 性	女 性	総 数	男 性	女 性	総 数	男 性	女 性	総 数	男 性	女 性
受験者(人)	85	76	9	167	150	17	244	212	32	301	267	34	382	343	39
合格者(人)	58	52	6	120	108	12	163	146	17	186	166	20	235	209	26
合格率	68.2%	68.4%	66.7%	71.9%	72.0%	70.6%	66.8%	68.9%	53.1%	61.8%	62.2%	58.8%	61.5%	60.9%	66.7%
	2017年														
	総 数	男 性	女 性												
受験者(人)	400	346	54												
合格者(人)	290	245	45												
合格率	72.5%	70.8%	83.3%												

【注】本表は法務省公表資料によるもの。

各法科大学院の入学定員及び実入学者数の推移

資料3

累積合格率	大学名	入学定員							実入学者数							備考	
		H17	...	H26	H27	H28	H29	H30 (予定)	対前年度	対ピーク時	H17	...	H26	H27	H28	H29	
																対前年度	
80.4%	一橋大学	100	...	85	85	85	85	85	0	▲ 15	105	...	88	90	88	85	▲ 3
78.9%	東京大学	300	...	240	240	230	230	230	0	▲ 70	306	...	223	222	217	210	▲ 7
78.6%	京都大学	200	...	160	160	160	160	160	0	▲ 40	203	...	161	156	155	157	2
76.6%	慶應義塾大学	260	...	230	230	230	220	220	0	▲ 40	250	...	199	204	166	182	16
70.9%	神戸大学	100	...	80	80	80	80	80	0	▲ 20	105	...	77	79	74	70	▲ 4
68.2%	中央大学	300	...	270	270	240	240	200	▲ 40	▲ 100	230	...	238	241	192	128	▲ 64
63.8%	愛知大学	40	...	30	20	20	20	20	0	▲ 20	38	...	11	12	7	8	1
63.7%	大阪大学	100	...	80	80	80	80	80	0	▲ 20	98	...	80	81	50	52	2
63.0%	北海道大学	100	...	80	50	50	50	50	0	▲ 50	96	...	43	50	39	41	2
62.3%	早稲田大学	300	...	270	230	200	200	200	0	▲ 100	290	...	179	151	129	112	▲ 17
62.1%	千葉大学	50	...	40	40	40	40	40	0	▲ 10	51	...	44	34	16	16	0
60.1%	首都大学東京	65	...	52	52	52	52	52	0	▲ 13	60	...	56	49	44	30	▲ 14
58.8%	東北大	100	...	50	50	50	50	50	0	▲ 50	99	...	43	35	32	44	12
58.3%	名古屋大学	80	...	70	70	50	50	50	0	▲ 30	86	...	61	41	21	29	8
53.8%	九州大学	100	...	70	45	45	45	45	0	▲ 55	93	...	34	35	35	39	4
51.7%	大阪市立大学	75	...	60	60	30	30	30	0	▲ 45	70	...	15	17	17	19	2
48.6%	明治大学	200	...	170	170	120	120	40	▲ 80	▲ 160	209	...	50	88	52	40	▲ 12
47.0%	同志社大学	150	...	120	70	70	70	0	▲ 80	158	...	47	70	54	48	▲ 6	
45.9%	上智大学	100	...	90	60	60	40	40	0	▲ 60	103	...	49	37	31	20	▲ 11
45.3%	創価大学	50	...	30	30	28	28	28	0	▲ 22	51	...	25	22	27	18	▲ 9
43.6%	岡山大学	60	...	45	30	30	24	24	0	▲ 36	60	...	17	17	19	13	▲ 6
43.3%	広島大学	60	...	48	36	20	20	20	0	▲ 40	56	...	21	13	13	11	▲ 2
42.5%	立命館大学	150	...	100	100	70	70	70	0	▲ 80	148	...	42	43	30	18	▲ 12
42.4%	横浜国立大学	50	...	40	25	25	25	25	0	▲ 25	54	...	19	20	12	10	▲ 2
42.3%	学習院大学	65	...	50	30	30	30	30	0	▲ 35	53	...	24	19	18	16	▲ 2
42.0%	金沢大学	40	...	25	15	15	15	15	0	▲ 25	39	...	8	4	8	12	4
41.7%	福岡大学	50	...	20	20	20	20	20	0	▲ 30	50	...	8	7	5	9	4
41.7%	関西学院大学	125	...	70	70	50	30	30	0	▲ 95	127	...	29	34	26	20	▲ 6
40.8%	山梨学院大学	40	...	20	15	—	—	—	—	▲ 40	26	...	11	6	—	—	—
39.2%	南山大学	50	...	30	30	20	20	20	0	▲ 30	40	...	6	7	9	7	▲ 2
38.8%	法政大学	100	...	60	60	30	30	30	0	▲ 70	117	...	18	34	21	17	▲ 4
36.9%	立教大学	70	...	50	50	40	40	—	▲ 40	▲ 70	65	...	30	20	13	19	6
35.8%	関西大学	130	...	40	40	40	40	40	0	▲ 90	135	...	27	31	28	26	▲ 2
36.1%	中京大学	30	...	25	20	—	—	—	—	▲ 30	32	...	8	4	—	—	—
35.0%	琉球大学	30	...	22	16	16	16	16	0	▲ 14	31	...	12	10	8	12	4
34.9%	熊本大学	30	...	16	16	—	—	—	—	▲ 30	34	...	8	9	—	—	—
34.7%	成蹊大学	50	...	45	30	30	—	—	—	▲ 50	43	...	15	6	10	—	▲ 10
33.2%	甲南大学	60	...	26	20	20	20	20	0	▲ 40	63	...	15	16	25	18	▲ 7
33.2%	新潟大学	60	...	20	—	—	—	—	—	▲ 60	60	...	1	—	—	—	—
33.1%	専修大学	60	...	55	55	28	28	28	0	▲ 32	53	...	19	21	21	28	7
31.1%	広島修道大学	50	...	30	—	—	—	—	—	▲ 50	43	...	5	—	—	—	—
30.1%	名城大学	50	...	40	25	25	—	—	—	▲ 50	48	...	8	6	8	—	▲ 8
29.7%	筑波大学	40	...	36	36	36	36	36	0	▲ 4	40	...	37	34	35	35	0
29.5%	近畿大学	60	...	30	30	30	30	20	▲ 10	▲ 40	44	...	6	10	9	6	▲ 3
29.0%	神奈川大学	50	...	25	16	—	—	—	—	▲ 50	47	...	2	6	—	—	—
27.9%	白鷗大学	30	...	16	—	—	—	—	—	▲ 30	26	...	4	—	—	—	—
27.7%	北海学園大学	30	...	25	18	18	18	—	▲ 18	▲ 30	23	...	3	5	1	6	5
27.3%	静岡大学	30	...	20	20	—	—	—	—	▲ 30	31	...	3	2	—	—	—
26.9%	西南学院大学	50	...	35	20	20	20	20	0	▲ 30	42	...	11	13	15	3	▲ 12
25.7%	日本大学	100	...	60	60	60	60	60	0	▲ 40	82	...	27	30	42	38	▲ 4
25.3%	関東学院大学	60	...	23	—	—	—	—	—	▲ 60	44	...	8	—	—	—	—
24.8%	東洋大学	50	...	20	20	—	—	—	—	▲ 50	49	...	8	2	—	—	—
24.8%	島根大学	30	...	20	—	—	—	—	—	▲ 30	30	...	3	—	—	—	—
24.7%	青山学院大学	60	...	35	35	35	18	—	▲ 18	▲ 60	54	...	12	13	13	12	▲ 1
24.0%	明治学院大学	80	...	—	—	—	—	—	—	▲ 80	62	...	—	—	—	—	—
23.9%	駒澤大学	50	...	36	36	36	36	36	0	▲ 14	43	...	8	18	9	10	1
23.5%	香川大学	30	...	20	—	—	—	—	—	▲ 30	30	...	3	—	—	—	—
22.9%	信州大学	40	...	18	—	—	—	—	—	▲ 40	36	...	9	—	—	—	—
22.3%	神戸学院大学	60	...	—	—	—	—	—	—	▲ 60	40	...	—	—	—	—	—
21.9%	東北学院大学	50	...	—	—	—	—	—	—	▲ 50	40	...	—	—	—	—	—
20.2%	獨協大学	50	...	18	—	—	—	—	—	▲ 50	48	...	6	—	—	—	—
20.0%	桐蔭横浜大学	70	...	30	30	30	30	—	▲ 30	▲ 70	79	...	9	14	13	10	▲ 3
19.8%	龍谷大学	60	...	25	—	—	—	—	—	▲ 60	58	...	4	—	—	—	—
19.5%	大宮法科大学院大学	100	...	—	—	—	—	—	—	▲ 100	97	...	—	—	—	—	—
19.1%	久留米大学	40	...	15	—	—	—	—	—	▲ 40	34	...	2	—	—	—	—
18.0%	國學院大學	50	...	25	15	—	—	—	—	▲ 50	39	...	8	5	—	—	—
17.0%	鹿児島大学	30	...	15	—	—	—	—	—	▲ 30	30	...	3	—	—	—	—
16.3%	駿河台大学	60	...	—	—	—	—	—	—	▲ 60	65	...	—	—	—	—	—
14.6%	東海大学	50	...	30	—	—	—	—	—	▲ 50	42	...	1	—	—	—	—
14.4%	大阪学院大学	50	...	—	—	—	—	—	—	▲ 50	49	...	—	—	—	—	—
14.2%	京都産業大学	60	...	18	18	—	—	—	—	▲ 60	47	...	7	7	—	—	—
14.0%	愛知学院大学	35	...	20	20	—	—	—	—	▲ 35	28	...	2	1	—	—	—
13.7%	大東文化大学	50	...	40	—	—	—	—	—	▲ 50	56	...	12	—	—	—	—
3.8%	姫路獨協大学	40	...	—	—	—	—	—	—	▲ 40	31	...	—	—	—	—	—
計		5,825	...	3,809	3,169	2,724	2,566	2,330	▲ 236	▲ 3,495	5,544	...	2,272	2,201	1,857	1,704	▲ 153

(平成29年9月12日現在)

※累積合格率は、各法科大学院の全修了者の受験者実数に対する司法試験の合格者数の割合(平成29年までの司法試験合格状況に基づき算出)。

※緑色セルは前年の入学定員から見直しが行われた部分。

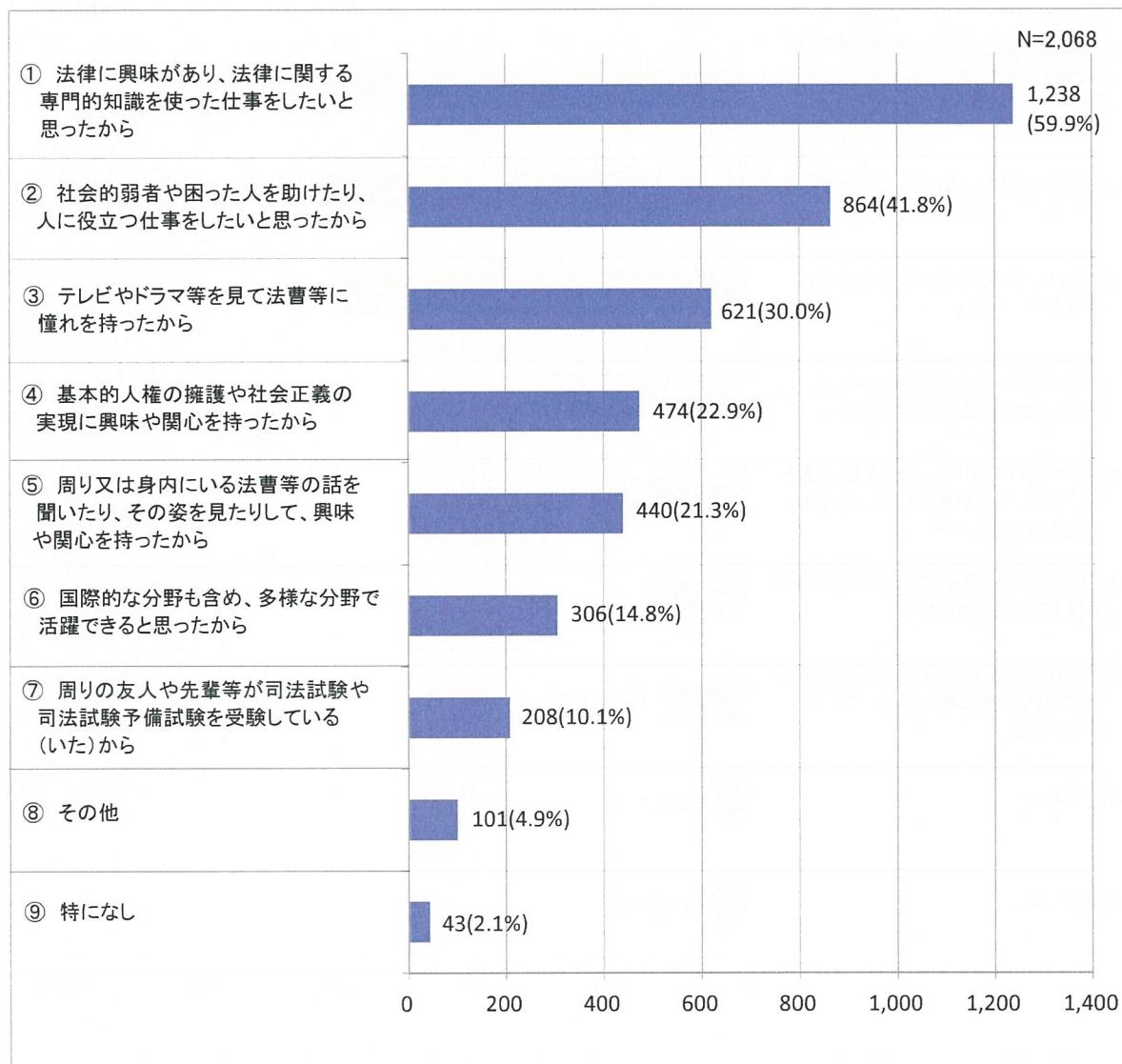
※H30入学定員(予定)は、平成29年7月上旬までに各法科大学院から文部科学省に報告されたものであり、今後変更の可能性がある。

3 法曹等志望の契機(複数選択可)

(1) 現在志望・選択肢の1つとして考えている学生

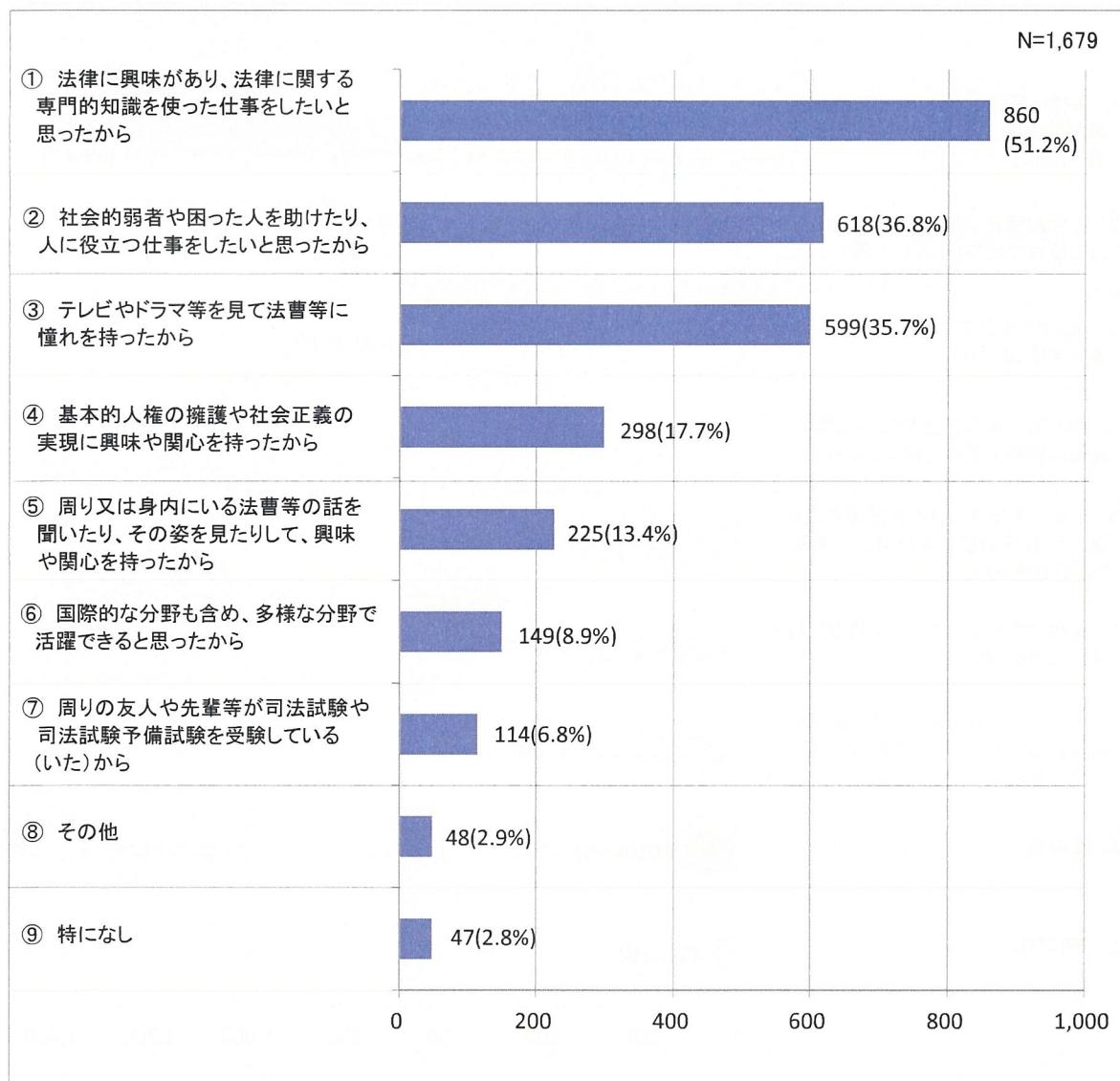
(単位:人)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	法律に興味があり、法律に関する専門的知識を使った仕事をしたいと思ったから	社会的弱者や困った人助けたり、人に役立つ仕事をしたいと思ったから	テレビやドラマ等を見て法曹等に憧れを持ったから	基本的人権の擁護や社会正義の実現に興味や関心を持ったから	周り又は身内にいる法曹等の話を聞いたり、その姿を見たりして、興味や関心を持ったから	国際的な分野も含め、多様な分野で活躍できると思ったから	周りの友人や先輩等が司法試験や司法試験予備試験を受験している(いた)から	その他	特になし
回答数	1,238	864	621	474	440	306	208	101	43
割合	59.9%	41.8%	30.0%	22.9%	21.3%	14.8%	10.1%	4.9%	2.1%



(2) 過去に志望・選択肢の1つとして考えていた学生

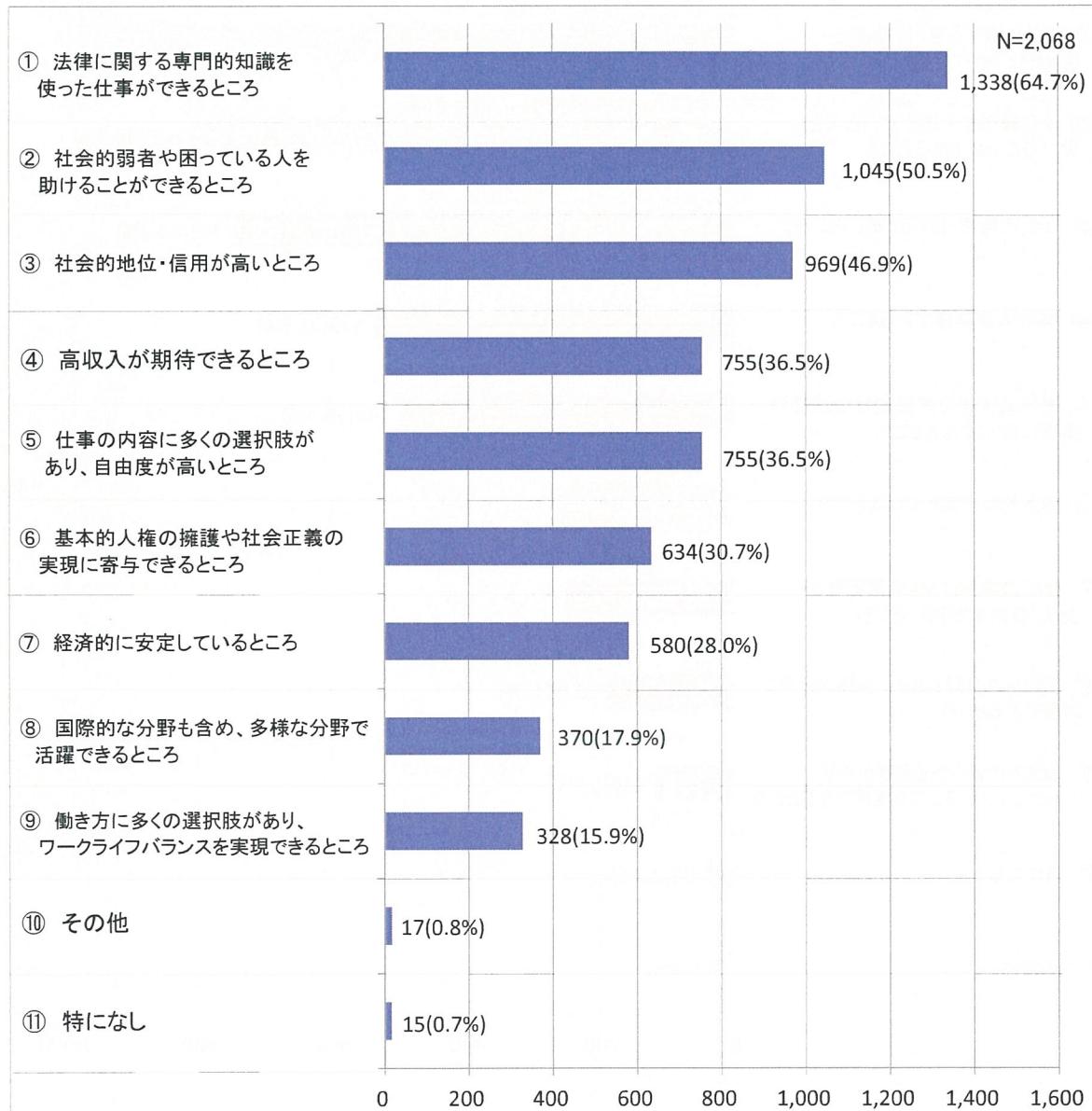
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	(単位:人)
	法律に興味があり、法律に関する専門的知識を使った仕事をしたいと思ったから	社会的弱者や困った人を助けたり、人に役立つ仕事をしたいと思ったから	テレビやドラマ等を見て法曹等に憧れを持ったから	基本的人権の擁護や社会正義の実現に興味や関心を持ったから	周り又は身内にいる法曹等の話を聞いたり、その姿を見たりして、興味や関心を持ったから	国際的な分野も含め、多様な分野で活躍できると思ったから	周りの友人や先輩等が司法試験や司法試験予備試験を受験している(いた)から	その他	特になし	
回答数	860	618	599	298	225	149	114	48	47	
割合	51.2%	36.8%	35.7%	17.7%	13.4%	8.9%	6.8%	2.9%	2.8%	



4 法曹等の魅力(複数選択可)

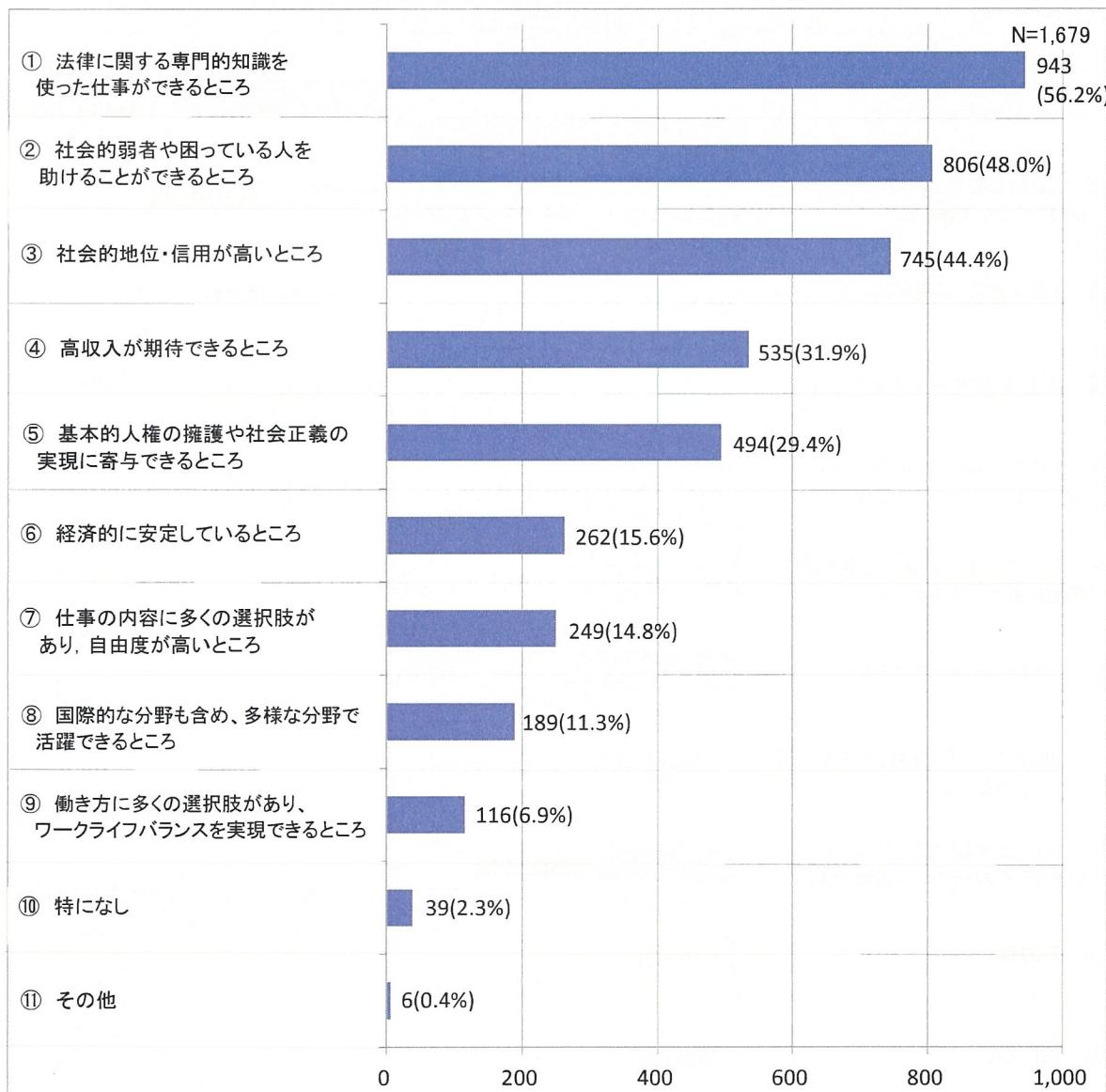
(1) 現在志望・選択肢の1つとして考えている学生

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	(単位:人)
	法律に関する専門的知識を使った仕事ができるところ	社会的弱者や困っている人を助けることができるところ	社会的地位・信用が高いところ	高収入が期待できるところ	仕事の内容に多くの選択肢があり、自由度が高いところ	基本的人権の擁護や社会正義の実現に寄与できるところ	経済的に安定しているところ	国際的な分野も含め、多様な分野で活躍できるところ	働き方に多くの選択肢があり、ワークライフバランスを実現できるところ	その他	特になし	
回答数	1,338	1,045	969	755	755	634	580	370	328	17	15	
割合	64.7%	50.5%	46.9%	36.5%	36.5%	30.7%	28.0%	17.9%	15.9%	0.8%	0.7%	



(2) 過去に志望・選択肢の1つとして考えていた学生

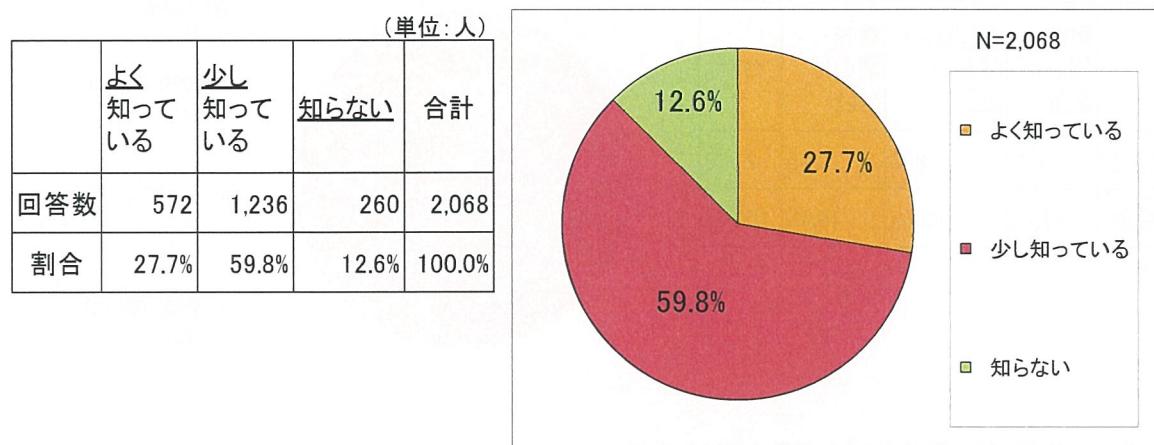
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	法律に関する専門的知識を使った仕事ができるところ	社会的弱者や困っている人を助けることができるところ	社会的地位・信用が高いところ	高収入が期待できるところ	基本的人権の擁護や社会正義の実現に寄与できるところ	経済的に安定しているところ	仕事の内容に多くの選択肢があり、自由度が高いところ	国際的な分野も含め、多様な分野で活躍できるところ	働き方に多くの選択肢があり、ワークライフバランスを実現できるところ	特になし	その他
回答数	943	806	745	535	494	262	249	189	116	39	6
割合	56.2%	48.0%	44.4%	31.9%	29.4%	15.6%	14.8%	11.3%	6.9%	2.3%	0.4%



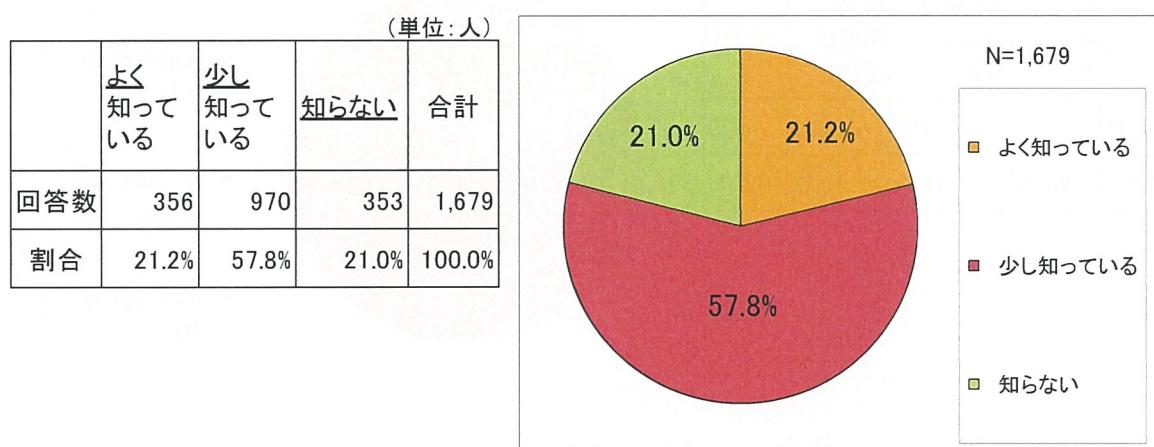
5 法曹有資格者の活動領域の拡大

(1) 法曹等の活動領域が拡大していることに対する現状認識

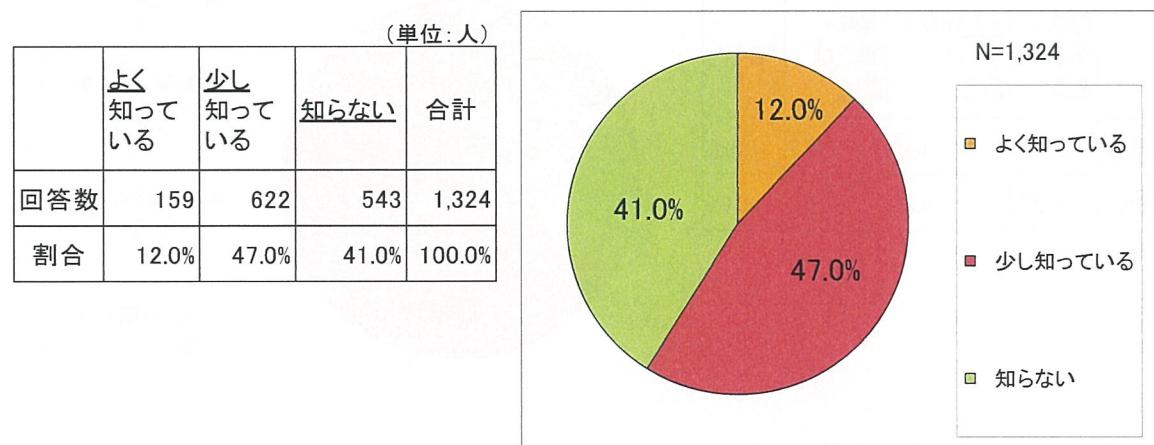
ア 現在志望・選択肢の1つとして考えている学生



イ 過去に志望・選択肢の1つとして考えていた学生

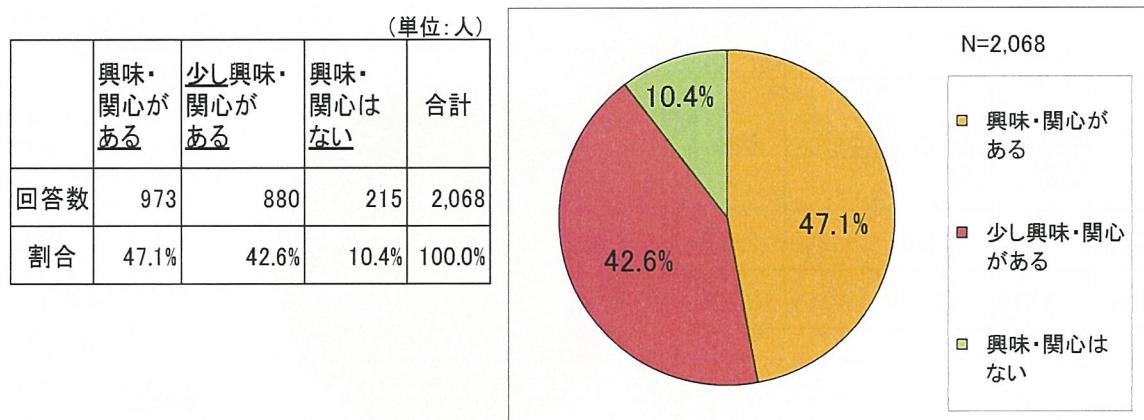


ウ 法曹等を選択肢の1つとして考えていたこともない学生

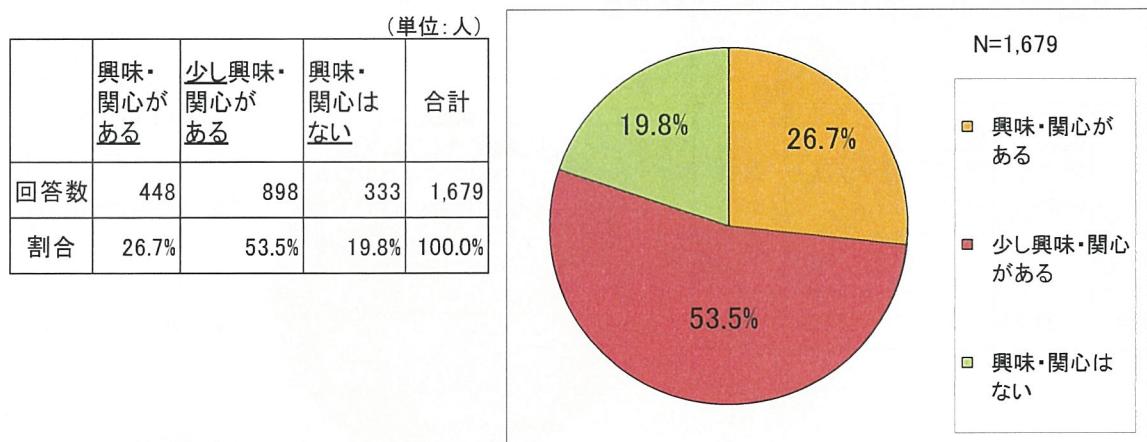


(2) 法曹等の活動領域が拡大している分野(海外、企業、国・自治体等)で働くことに対する興味・関心の有無

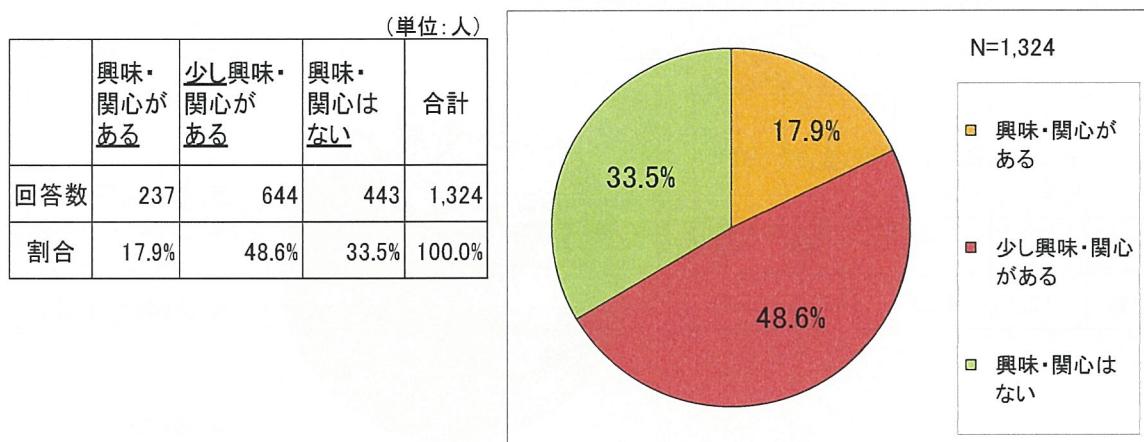
ア 現在志望・選択肢の1つとして考えている学生



イ 過去に志望・選択肢の1つとして考えていた学生



ウ 法曹等を選択肢の1つとして考えていたこともない学生

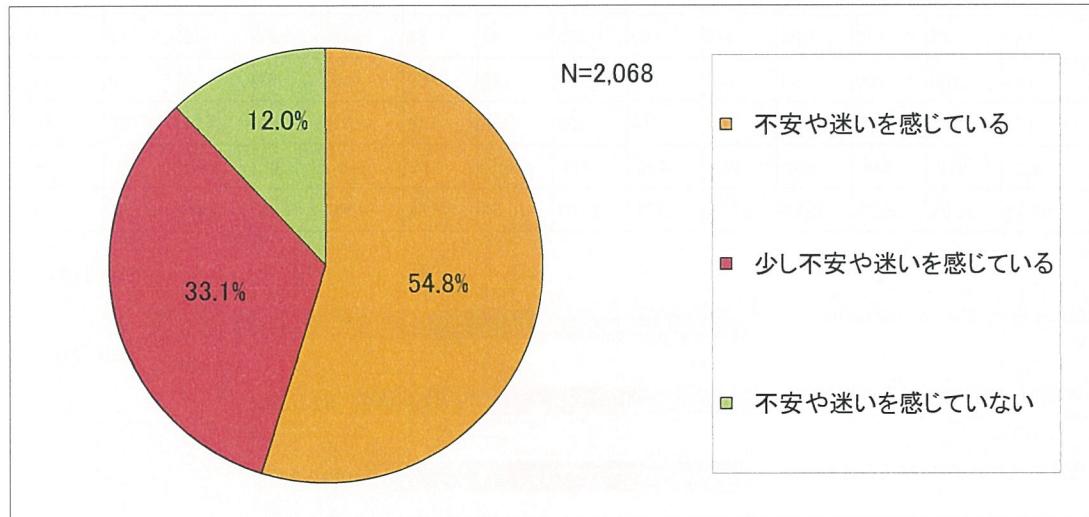


7 法曹志望に当たっての不安や迷い、断念の理由等

(1) 法曹等を志望するに当たっての不安や迷いについて
(現在志望・選択肢の1つとして考えている学生のみ回答)

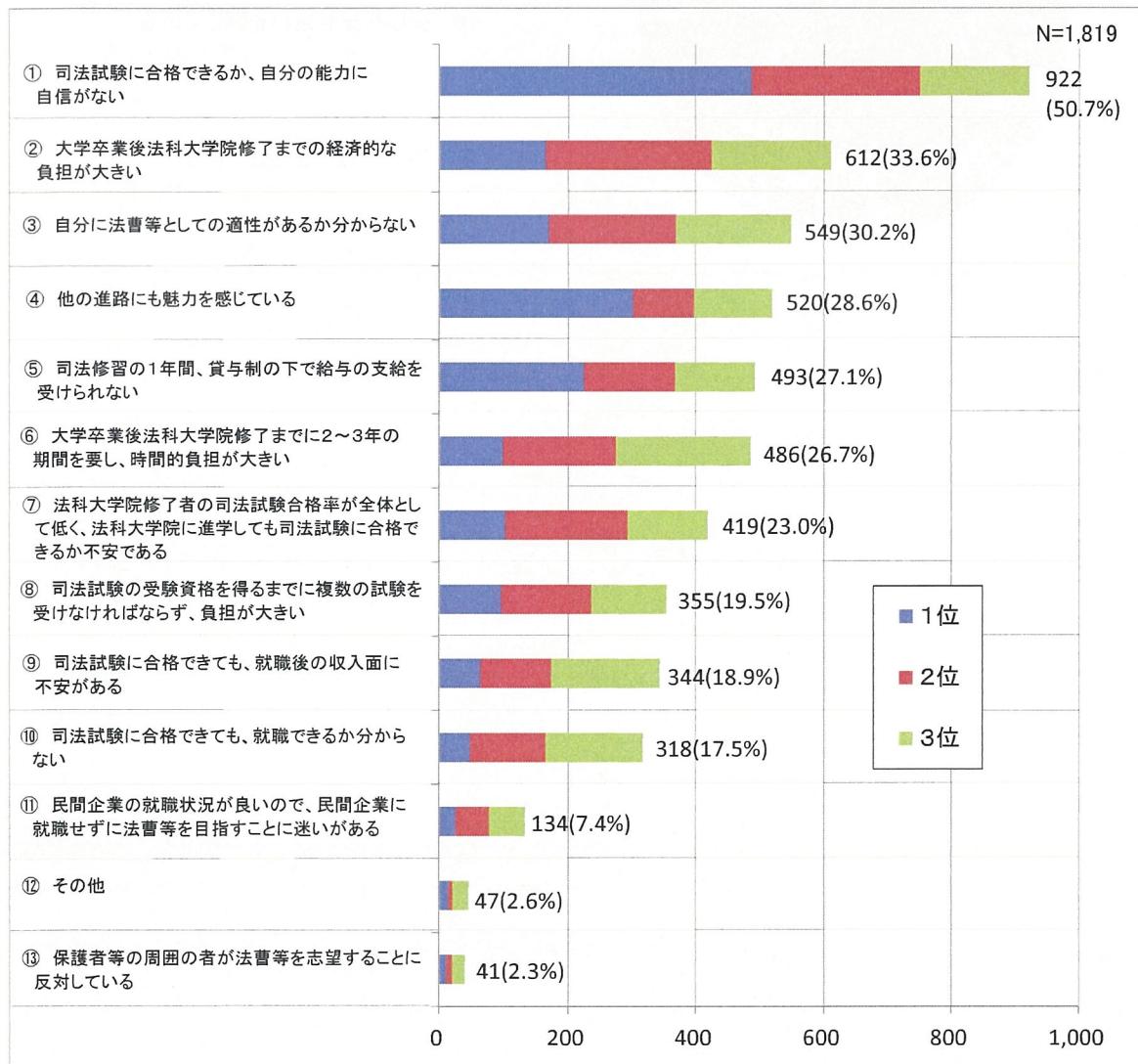
(単位:人)

	不安や迷いを感じている	少し不安や迷いを感じている	不安や迷いを感じていない	合計
回答数	1,134	685	249	2,068
割合	54.8%	33.1%	12.0%	100.0%



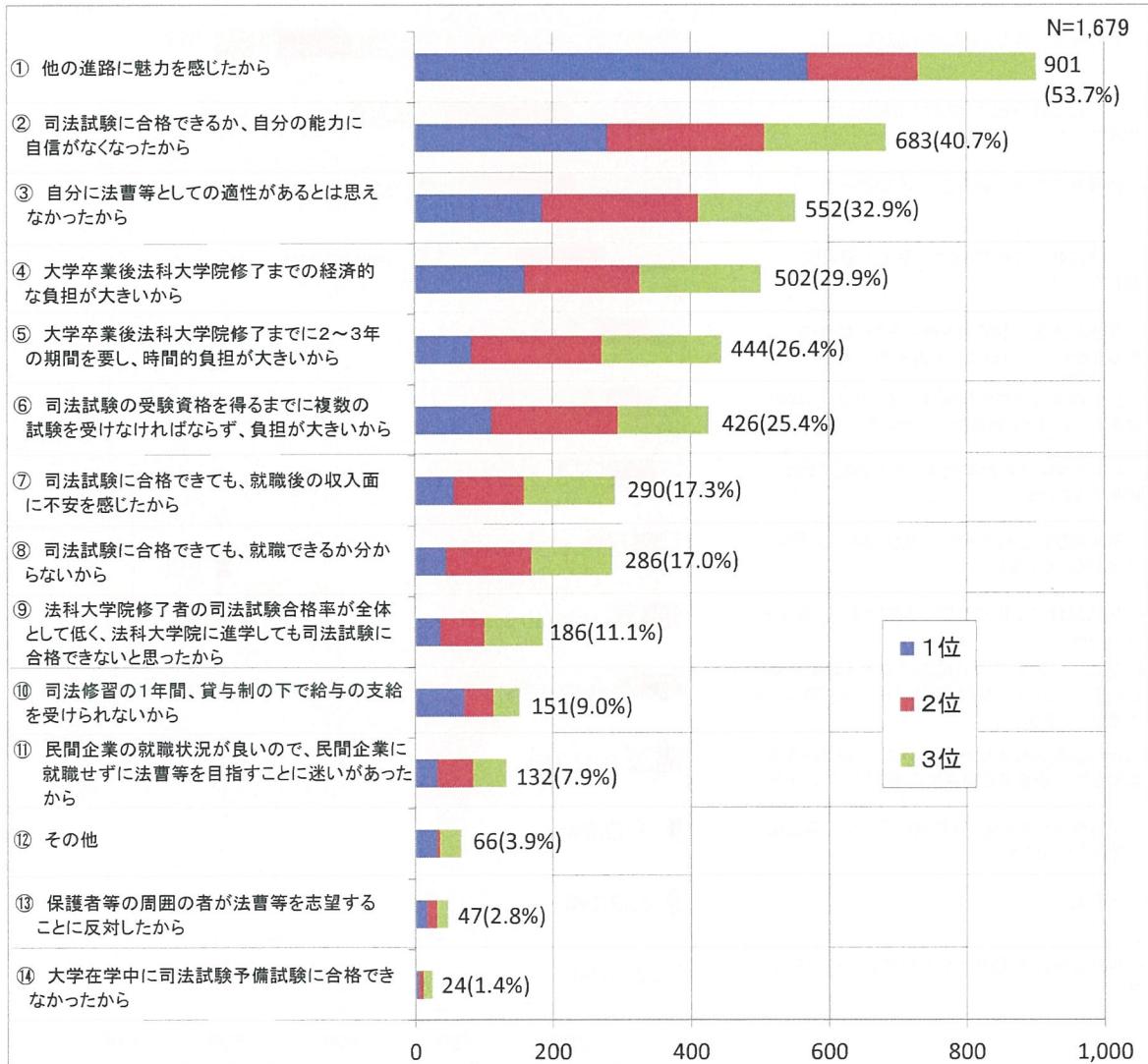
(2) 現在志望・選択肢の1つとして考えている学生の不安や迷い(上位3つまで選択可)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	(単位:人)
	司法試験に合格できるか、自分の能力に自信がない	大学卒業後法科大学院修了までの経済的な負担が大きい	自分に法曹等としての適性があるか分からない	他の進路にも魅力を感じている	司法修習の1年間、賃与制の下で給与の支給を受けられない	大学卒業後法科大学院修了までに2~3年の期間を要し、時間的負担が大きい	法科大学院修了者の司法試験合格率が全体として低く、法科大学院に進学しても司法試験に合格できるか不安である	司法試験の受験資格を得るまでに複数の試験を受けなければならず、負担が大きい	司法試験に合格できても、就職後の収入面に不安がある	司法試験に合格できても、就職できるか分からぬ	民間企業の就職状況が良いので、民間企業に就職せずに法曹等を目指すことに迷いがある	その他	保護者等の周囲の者が法曹等を志望することに反対している	選択なし
1位	488	165	170	303	225	100	103	97	65	49	27	15	12	0
2位	263	260	200	95	143	176	191	140	109	116	51	7	9	59
3位	171	187	179	122	125	210	125	118	170	153	56	25	20	158
回答数	922	612	549	520	493	486	419	355	344	318	134	47	41	—
割合	50.7%	33.6%	30.2%	28.6%	27.1%	26.7%	23.0%	19.5%	18.9%	17.5%	7.4%	2.6%	2.3%	—



(3) 過去に志望・選択肢の1つとして考えていた学生の不安や迷い(上位3つまで選択可)

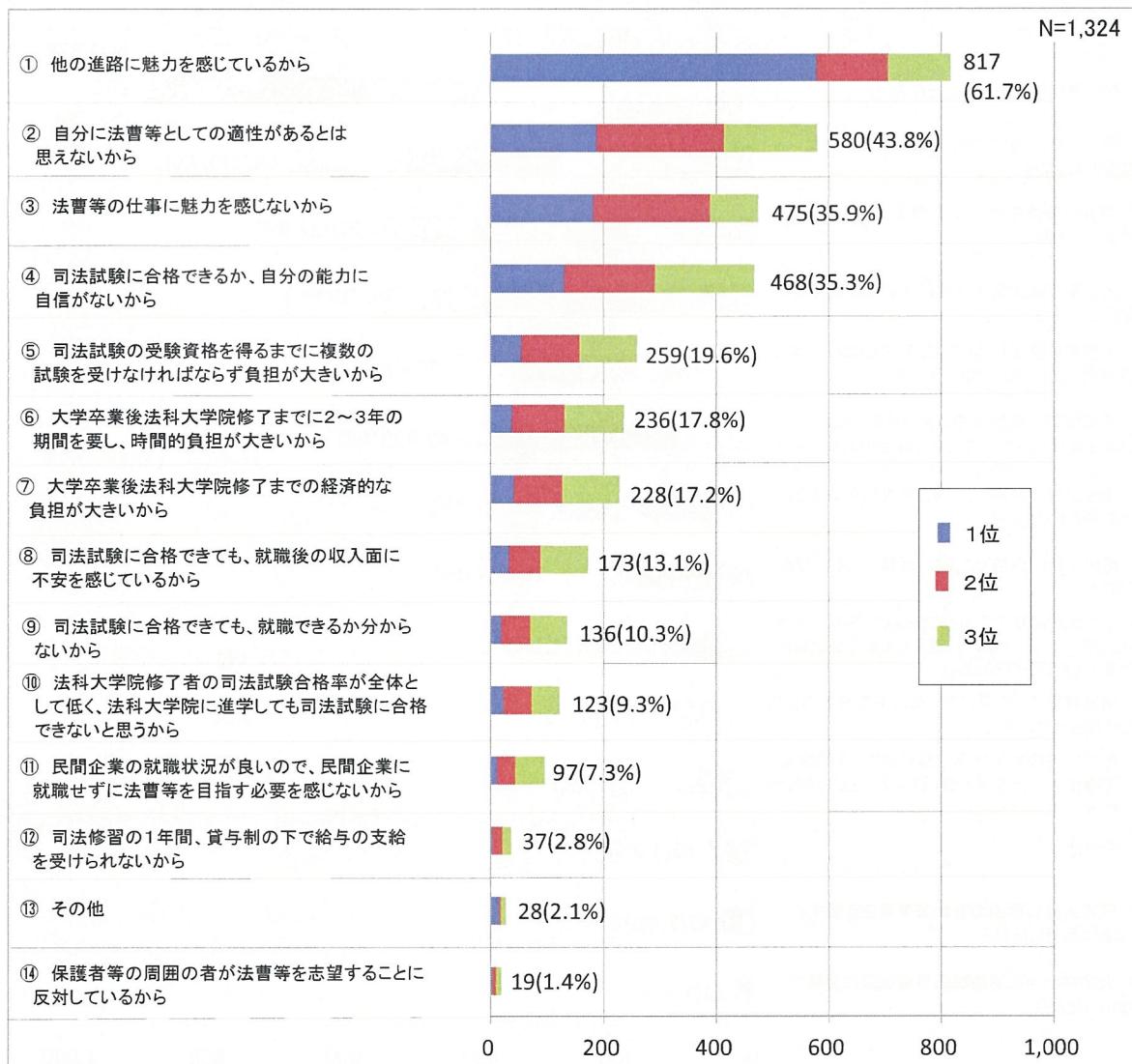
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	一
	他の進路に魅力を感じたから	司法試験に合格できるか、自分の能力に自信がなくなったから	自分に法曹等としての適性があるとは思えなかったから	大学卒業後法科大学院修了までの経済的な負担が大きいから	大学卒業後法科大学院修了までの経済的な負担が大きいから	司法試験の受験資格を得るまでに複数の試験を受けなければならず、負担が大きいから	司法試験に合格できても、就職後の収入面に不安を感じたから	司法試験に合格できても、就職できるか分からないから	法科大学院修了者の司法試験合格率が全体として低く、法科大学院に進学しても司法試験に合格できないと思ったから	司法修習の1年間、貸与制の下で給与の支給を受けられないから	民間企業の就職状況が良いので、民間企業に就職せずに法曹等を目指すことに迷ったから	その他	保護者等の周囲の者が法曹等を志望することに反対したから	大学在学中に司法試験予備試験に合格できなかつたから	選択なし
1位	569	279	185	160	82	111	56	45	37	71	32	31	17	4	0
2位	161	229	227	167	190	184	103	125	64	43	52	5	14	7	108
3位	171	175	140	175	172	131	131	116	85	37	48	30	16	13	239
回答数	901	683	552	502	444	426	290	286	186	151	132	66	47	24	—
割合	53.7%	40.7%	32.9%	29.9%	26.4%	25.4%	17.3%	17.0%	11.1%	9.0%	7.9%	3.9%	2.8%	1.4%	—



(4) 法曹等を選択肢の1つとして考えていたこともない学生の法曹等を志望しない理由(上位3つまで選択可)

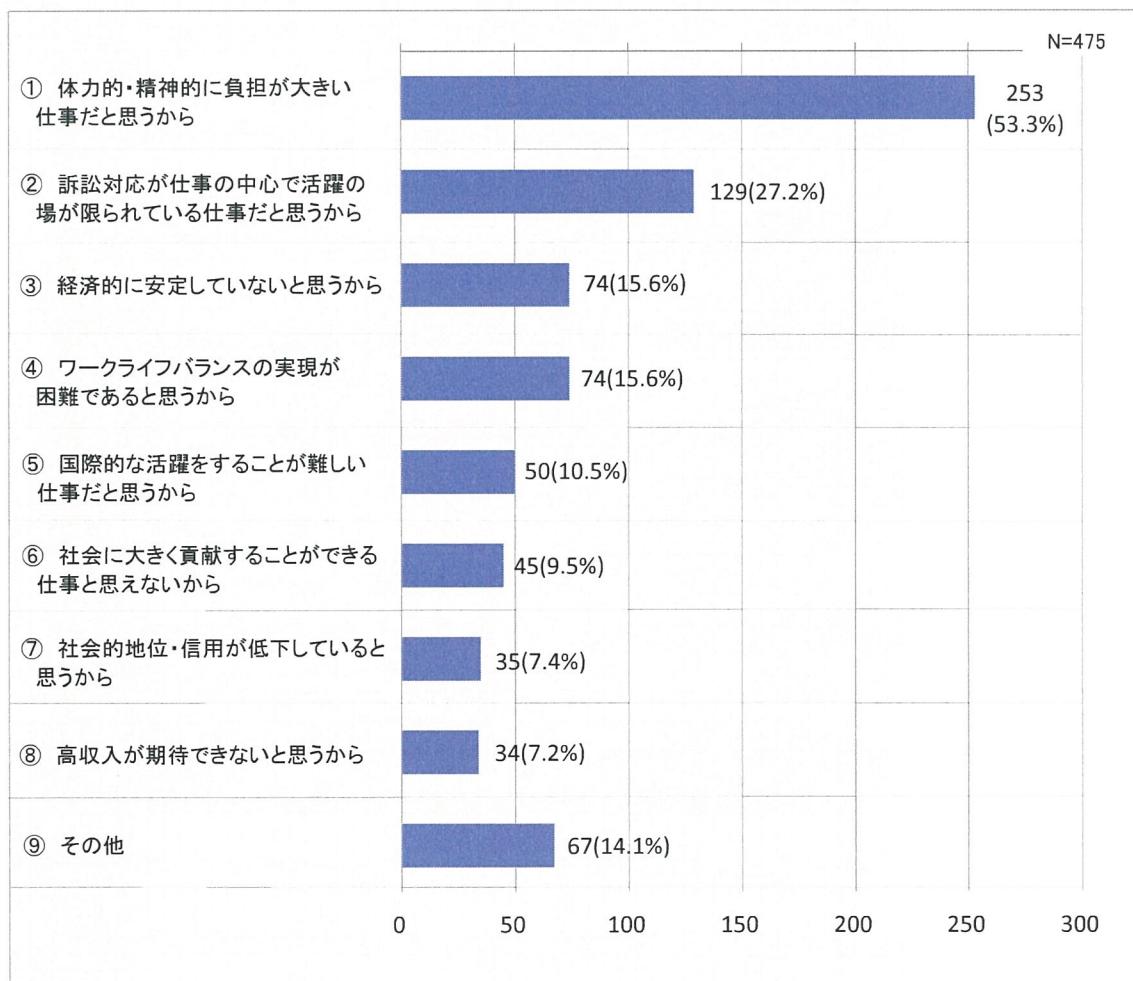
(単位:人)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	一
	他の進路に魅力を感じているから	自分に法曹等としての適性があるとは思えないから	法曹等の仕事に魅力を感じないから	司法試験に合格できるか、自分の能力に自信がないから	司法試験の受験資格を得るために複数の試験を受けなければならず負担が大きいから	大学卒業後法科大学院修了までに2~3年の期間を要し、時間的負担が大きいから	大学卒業後法科大学院修了までの経済的な負担が大きいから	司法試験に合格できても、就職後の収入面に不安を感じているから	司法試験に合格できても、就職できるか分からぬから	法科大学院修了者の司法試験合格率が全体として低く、法科大学院に進学しても司法試験に合格できないと思うから	民間企業の就職状況が良いので、民間企業に就職せずに法曹等を目指す必要を感じないから	司法修習の1年間、賃与制の下で給与の支給を受けられないから	その他	保護者等の周囲の者が法曹等を志望することに反対しているから	選択なし
1位	579	188	182	131	55	39	42	33	19	23	12	3	15	3	0
2位	127	226	207	160	103	93	86	56	52	50	32	18	3	7	104
3位	111	166	86	177	101	104	100	84	65	50	53	16	10	9	192
回答数	817	580	475	468	259	236	228	173	136	123	97	37	28	19	—
割合	61.7%	43.8%	35.9%	35.3%	19.6%	17.8%	17.2%	13.1%	10.3%	9.3%	7.3%	2.8%	2.1%	1.4%	—



(5) 法曹等の仕事に魅力を感じない理由について
 (「法曹等を選択肢の1つとして考えていたこともない」かつ「法曹等を志望しない理由として法曹等の仕事に魅力を感じないから」と回答した学生のみ回答(複数選択可))

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	(単位:人)
	体力的・精神的に負担が大きい仕事だと思うから	訴訟対応が仕事の中心で活躍の場が限られている仕事だと思うから	経済的に安定していないと思うから	ワークライフバランスの実現が困難であると思うから	国際的な活躍をすることが難しい仕事だと思うから	社会に大きく貢献することができる仕事と思えないから	社会的地位・信用が低下していると思うから	高収入が期待できないと思うから	その他	
回答数	253	129	74	74	50	45	35	34	67	
割合	53.3%	27.2%	15.6%	15.6%	10.5%	9.5%	7.4%	7.2%	14.1%	



全国の地裁の民事第一審通常訴訟事件の新受件数の推移表(平成17年以降)

59期弁護士 山中理司(大阪)
H27.12.1 火 時点(裁判官数の基準日)

*1 フ号は、地裁の民事第一審通常訴訟事件の件件数を示す。平成15年から平成17年にかけてのフ号新受件数の減少は、平成16年4月1日、簡易裁判所の事物管轄について、訴願の上限が90万円から40万円に引き上げられたことと影響している。

*2 平成16年末までに67期が弁護士登録をして、平成17年当時と同じ弁護士一人当たりのフ号新受件数の「一ゼン」表示となる。

*3 ①(2)は、(6)被差訴争事件全件の裁判官(巡回裁判官含む)の新受件数を含んだ数字であるから、地裁事務部における担当裁判官一人当たりの事件数を意味した数字ではないものの、それぞれの地裁の繁忙度の目安になると思われる。

番号	裁判所名	17年		18年		19年		20年		21年		22年		23年		24年		25年		26年		27年		28年		29年		30年		31年		32年		33年		34年		35年		36年		37年		38年		39年		40年		41年		42年		43年		44年		45年		46年		47年		48年		49年		50年		51年		52年		53年		54年		55年		56年		57年		58年		59年		60年		61年		62年		63年		64年		65年		66年		67年		68年		69年		70年		71年		72年		73年		74年		75年		76年		77年		78年		79年		80年		81年		82年		83年		84年		85年		86年		87年		88年		89年		90年		91年		92年		93年		94年		95年		96年		97年		98年		99年		00年		01年		02年		03年		04年		05年		06年		07年		08年		09年		10年		11年		12年		13年		14年		15年		16年		17年		18年		19年		20年		21年		22年		23年		24年		25年		26年		27年		28年		29年		30年		31年		32年		33年		34年		35年		36年		37年		38年		39年		40年		41年		42年		43年		44年		45年		46年		47年		48年		49年		50年		51年		52年		53年		54年		55年		56年		57年		58年		59年		60年		61年		62年		63年		64年		65年		66年		67年		68年		69年		70年		71年		72年		73年		74年		75年		76年		77年		78年		79年		80年		81年		82年		83年		84年		85年		86年		87年		88年		89年		90年		91年		92年		93年		94年		95年		96年		97年		98年		99年		00年		01年		02年		03年		04年		05年		06年		07年		08年		09年		10年		11年		12年		13年		14年		15年		16年		17年		18年		19年		20年		21年		22年		23年		24年		25年		26年		27年		28年		29年		30年		31年		32年		33年		34年		35年		36年		37年		38年		39年		40年		41年		42年		43年		44年		45年		46年		47年		48年		49年		50年		51年		52年		53年		54年		55年		56年		57年		58年		59年		60年		61年		62年		63年		64年		65年		66年		67年		68年		69年		70年		71年		72年		73年		74年		75年		76年		77年		78年		79年		80年		81年		82年		83年		84年		85年		86年		87年		88年		89年		90年		91年		92年		93年		94年		95年		96年		97年		98年		99年		00年		01年		02年		03年		04年		05年		06年		07年		08年		09年		10年		11年		12年		13年		14年		15年		16年		17年		18年		19年		20年		21年		22年		23年		24年		25年		26年		27年		28年		29年		30年		31年		32年		33年		34年		35年		36年		37年		38年		39年		40年		41年		42年		43年		44年		45年		46年		47年		48年		49年		50年		51年		52年		53年		54年		55年		56年		57年		58年		59年		60年		61年		62年		63年		64年		65年		66年		67年		68年		69年		70年		71年		72年		73年		74年		75年		76年		77年		78年		79年		80年		81年		82年		83年		84年		85年		86年		87年		88年		89年		90年		91年		92年		93年		94年		95年		96年		97年		98年		99年		00年		01年		02年		03年		04年		05年		06年		07年		08年		09年		10年		11年		12年		13年		14年		15年		16年		17年		18年		19年		20年		21年		22年		23年		24年		25年		26年		27年		28年		29年		30年		31年		32年		33年		34年		35年		36年		37年		38年		39年		40年		41年		42年		43年		44年		45年		46年		47年		48年		49年		50年		51年		52年		53年		54年		55年		56年		57年		58年		59年		60年		61年		62年		63年		64年		65年		66年		67年		68年		69年		70年		71年		72年		73年		74年		75年		76年		77年		78年		79年		80年		81年		82年		83年		84年		85年		86年		87年		88年		89年		90年		91年		92年		93年		94年		95年		96年		97年		98年		99年		00年		01年		02年		03年		04年		05年		06年		07年		08年		09年		10年		11年		12年		13年		14年		15年		16年		17年		18年		19年		20年		21年		22年		23年		24年		25年		26年		27年		28年		29年		30年		31年		32年		33年		34年		35年		36年		37年		38年		39年		40年		41年		42年		43年		44年		45年		46年		47年		48年		49年		50年		51年		52年		53年		54年		55年		56年		57年		58年		59年		60年		61年		62年		63年		64年		65年		66年		67年		68年		69年		70年		71年		72年		73年		74年		75年		76年		77年		78年		79年		80年		81年		82年		83年		84年		85年		86年		87年		88年		89年		90年		91年		92年		93年		94年		95年		96年		97年		98年		99年		00年		01年		02年		03年		04年		05年		06年		07年		08年		09年		10年		11年		12年		13年		14年		15年		16年		17年		18年		19年		20年		21年		22年		23年		24年		25年		26年		27年		28年		29年		30年		31年		32年		33年		34年		35年		36年		37年		38年		39年		40年		41年		42年		43年		44年		45年		46年		47年		48年		49年		50年		51年		52年		53年		54年		55年		56年		57年		58年		59年		60年		61年		62年		63年		64年		65年		66年		67年		68年		69年		70年		71年		72年		73年		74年		75年		76年		77年		78年		79年		80年		81年		82年		83年		84年		85年		86年		87年		88年		89年		90年		91年		92年		93年		94年		95年		96年		97年		98年		99年		00年		01年		02年		03年		04年		05年		06年		07年		08年		09年		10年		11年		12年		13年		14年		15年		16年		17年		18年		19年		20年		21年		22年		23年		24年		25年		26年		27年		28年		29年		30年		31年		32年		33年		34年		35年		36年		37年		38年		39年		40年		41年		42年		43年		44年		45年		46年		47年		48年		49年		50年		51年		52年		53年		54年		55年		56年		57年		58年		59年		60年		61年		62年		63年		64年		65年		66年		67年		68年		69年		70年		71年		72年		73年		74年		75年		76年		77年		78年		79年		80年		81年		82年		83年		84年		85年		86年		87年		88年		89年		90年		91年		92年		93年		94年		95年		96年		97年		98年		99年		00年		01年		02年		03年		04年		05年		06年		07年		08年		09年		10年		11年		12年		13年		14年		15年		16年		17年		18年		19年		20年		21年		22年		23年		24年		25年		26年		27年		28年		29年		30年		31年		32年		33年		34年		35年		36年		37年		38年		39年		40年		41年		42年		43年		44年		45年		46年		47年		48年		49年		50年		51年		52年		53年		54年		55年		56年		57年		58年		59年		60年		61年		62年		63年		64年		65年		66年		67年		68年		69年		70年		71年		72年		73年		74年		75年		76年		77年		78年		79年		80年		81年		82年		83年		84年		85年		86年		87年		88年		89年		90年		91年		92年		93年		94年		95年		96年		97年		98年		99年		00年		01年		02年		03年		04年		05年		06年		07年		08年		09年		10年		11年		12年		13年		14年		15年		16年		17年		18年		19年		20年		21年		22年		23年		24年		25年		26年		27年		28年		29年		30年		31年		32年		33年		34年		35年		36年		37年		38年		39年		40年		41年		42年		43年		44年		45年		46年		47年		48年		49年		50年		51年		52年		53年		54年		55年		56年		57年		58年		59年		60年		61年		62年		63年		64年		65年		66年		67年		68年		69年		70年		71年		72年		73年		74年		75年		76年		77年		78年		79年		80年		81年		82年		83年		84	

第1章 弁護士人口

資料6

① 日本弁護士連合会と弁護士数

日弁連は、1949年（昭和24年）に制定された弁護士法に基づいて同年9月に設立された法人である。その構成員（会員）は、弁護士、弁護士法人及び全国52の弁護士会をもって組織されており、日本全国すべての弁護士及び弁護士法人は、各地の弁護士会に入会すると同時に日弁連に登録しなければならない。なお、外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人は、外国特別会員として日弁連に登録している。

また、同じ高等裁判所の管轄区内の弁護士会は、共同して特定の事項を行うため、弁護士会連合会を設けている（弁護士法第44条）。現在、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国及び九州に合計8つの連合会が設立されている（資料1-1-7「弁護士会別弁護士数とその内訳」（33頁）参照）。

日弁連設立当初の弁護士人口は、5,800人程度であったが、その後増加し、2017年3月31日現在で3万8,980人となっている。

本書でいう「弁護士」とは、全て正会員である自然人を示す。会員の種類については、以下のとおりである。

資料1-1-1 会員の種類（法人を除く）

正会員	弁護士法第4条・第5条・第6条に定める資格を有する者で、弁護士名簿に登録された者（以下同じ）。
外国特別会員	外国弁護士となる資格を有する者で法務大臣の承認を受け、かつ外国法事務弁護士として登録した者。
準会員	弁護士法旧々第7条及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第65条に基づき、最高裁判所の承認を受けて弁護士法第3条に規定する事務を行うことができる者。※2017年3月31日現在、該当者はいない。
沖縄特別会員	沖縄の法令による弁護士資格を有した者で、昭和47年の沖縄復帰に伴い、沖縄弁護士の名称を用いて沖縄県の区域内において弁護士法第3条に規定する事務を行なうことが認められた者（沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法第7条参照）。※2017年3月31日現在、9名となっている。

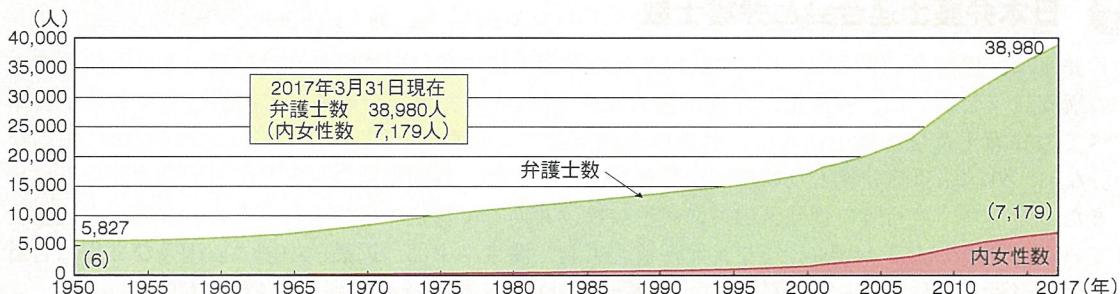
資料1-1-2 弁護士数（1950年～2017年）

（単位：人）

年	正会員総数 (内女性数)	女性割合									
1950	5,827 (6)	0.1%	1967	7,645 (128)	1.7%	1984	12,377 (554)	4.5%	2001	18,243 (1,849)	10.1%
1951	5,804 (6)	0.1%	1968	7,918 (149)	1.9%	1985	12,604 (590)	4.7%	2002	18,838 (2,063)	11.0%
1952	5,822 (9)	0.2%	1969	8,198 (166)	2.0%	1986	12,830 (620)	4.8%	2003	19,508 (2,273)	11.7%
1953	5,836 (9)	0.2%	1970	8,478 (180)	2.1%	1987	13,074 (654)	5.0%	2004	20,224 (2,448)	12.1%
1954	5,837 (10)	0.2%	1971	8,797 (197)	2.2%	1988	13,288 (694)	5.2%	2005	21,185 (2,648)	12.5%
1955	5,899 (11)	0.2%	1972	9,106 (224)	2.5%	1989	13,541 (721)	5.3%	2006	22,021 (2,859)	13.0%
1956	5,967 (14)	0.2%	1973	9,541 (254)	2.7%	1990	13,800 (766)	5.6%	2007	23,119 (3,152)	13.6%
1957	6,009 (17)	0.3%	1974	9,830 (279)	2.8%	1991	14,080 (811)	5.8%	2008	25,041 (3,599)	14.4%
1958	6,100 (24)	0.4%	1975	10,115 (303)	3.0%	1992	14,329 (846)	5.9%	2009	26,930 (4,127)	15.3%
1959	6,217 (31)	0.5%	1976	10,421 (330)	3.2%	1993	14,596 (894)	6.1%	2010	28,789 (4,660)	16.2%
1960	6,321 (42)	0.7%	1977	10,689 (344)	3.2%	1994	14,809 (938)	6.3%	2011	30,485 (5,115)	16.8%
1961	6,439 (46)	0.7%	1978	10,977 (362)	3.3%	1995	15,108 (996)	6.6%	2012	32,088 (5,595)	17.4%
1962	6,604 (54)	0.8%	1979	11,206 (384)	3.4%	1996	15,456 (1,070)	6.9%	2013	33,624 (5,936)	17.7%
1963	6,732 (60)	0.9%	1980	11,441 (420)	3.7%	1997	15,866 (1,176)	7.4%	2014	35,045 (6,336)	18.1%
1964	6,849 (69)	1.0%	1981	11,624 (446)	3.8%	1998	16,305 (1,295)	7.9%	2015	36,415 (6,618)	18.2%
1965	7,082 (86)	1.2%	1982	11,888 (477)	4.0%	1999	16,731 (1,398)	8.4%	2016	37,680 (6,896)	18.3%
1966	7,343 (105)	1.4%	1983	12,132 (514)	4.2%	2000	17,126 (1,530)	8.9%	2017	38,980 (7,179)	18.4%

【注】数値は、各年3月31日現在。

資料1-1-3 弁護士数の推移（1950年～2017年）

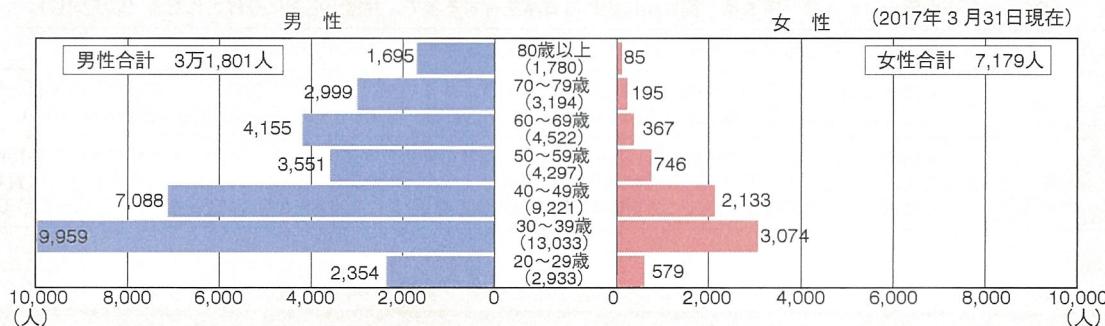


【注】各年3月31日現在。（）内は内女性数である。

2 男女別年齢構成

次のグラフは、男女の弁護士数の分布を年齢別にみたものである。男女ともに、30代が最も多い。

資料1-1-4 男女別年齢構成

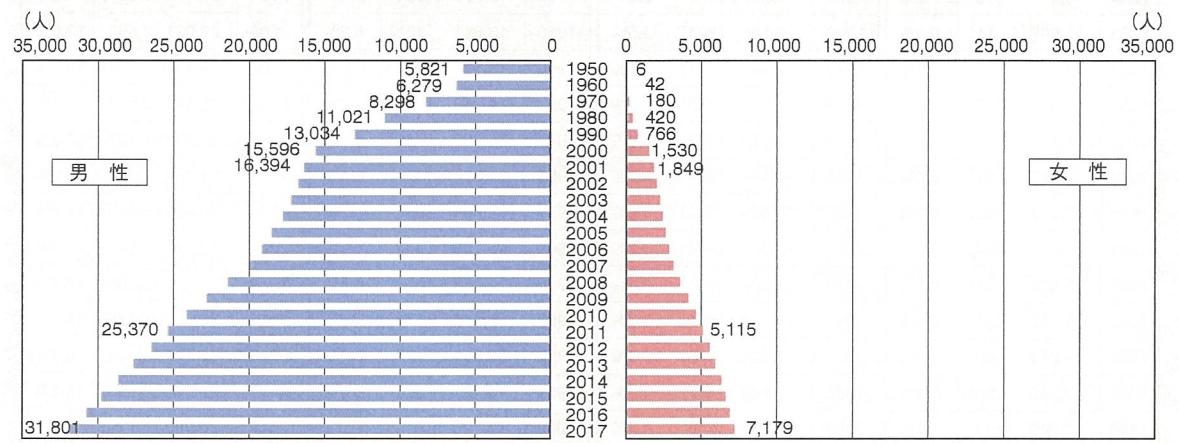


【注】表中の（）内の数値は、各年代の弁護士総数である。

3 男女別弁護士数の推移

次のグラフは、男女別弁護士数の推移を示したものである。2017年3月31日現在の女性弁護士数は7,179人であり、1990年からの27年間を見ると、女性弁護士数は約10倍となっている。

資料1-1-5 男女別弁護士数の推移



【注】1. 数値は、各年3月31日現在。
2. 2000年までは10年置きで表示。

(2) 弁護士 1 人あたりの民事事件・家事事件数比較

資料1-1-16 弁護士1人あたりの事件数及び人口10万人あたりの事件数（民事通常訴訟事件・家事調停事件）

弁護士会	2016年						
	民事事件（通常訴訟）		地方裁判所	家事事件（家事調停）		家庭裁判所	
	新受件数(件)	弁護士1人あたりの事件数(件)		人口10万人あたりの事件数(件)	新受件数(件)		
札幌	3,018	3.9	73.7	3,919	5.1	116.8	
函館	197	3.6		477	8.7		
旭川	332	4.4		807	10.8		
釧路	398	5.2		1,050	13.8		
仙台	2,073	4.8	8.9	2,701	6.2	115.9	435
福島県	1,130	5.6	5.9	2,087	10.3	109.8	202
山形県	448	4.4	4.0	1,107	11.0	99.5	101
岩手	568	5.5	4.5	1,293	12.4	102.0	104
秋田	405	5.3	4.0	935	12.1	92.6	77
青森県	558	4.7	4.3	1,218	10.2	94.2	119
東京三会	47,556	2.6	34.9	15,527	0.9	114.0	18,117
神奈川県	8,182	5.2	8.9	9,760	6.2	106.7	1,574
埼玉	5,494	6.7	7.5	7,681	9.3	105.4	825
千葉県	4,715	6.2	7.6	6,508	8.6	104.4	761
茨城県	2,020	7.3	7.0	2,951	10.6	101.6	278
栃木県	1,283	5.9	6.5	2,242	10.2	114.0	219
群馬	1,486	5.3	7.6	2,361	8.3	120.0	283
静岡県	2,572	5.6	7.0	4,427	9.6	120.0	461
山梨県	601	5.1	7.2	916	7.7	110.4	119
長野県	1,316	5.5	6.3	2,181	9.0	104.5	241
新潟県	1,050	3.8	4.6	1,839	6.7	80.4	275
愛知県	8,330	4.3	11.1	8,531	4.4	113.6	1,928
三重	1,480	7.7	8.2	2,066	10.8	114.3	192
岐阜県	1,187	6.2	5.9	2,119	11.1	104.8	191
福井	516	5.1	6.6	722	7.1	92.3	102
金沢	724	4.3	6.3	1,169	6.9	101.6	170
富山県	565	4.8	5.3	1,134	9.6	106.9	118
大阪	15,172	3.4	17.2	10,065	2.3	113.9	4,439
京都	4,251	5.7	16.3	2,911	3.9	111.7	749
兵庫県	5,631	6.3	10.2	6,024	6.7	109.1	900
奈良	1,159	6.9	8.5	1,566	9.3	115.5	169
滋賀	959	6.7	6.8	1,545	10.8	109.3	143
和歌山	790	5.5	8.3	1,056	7.3	110.7	144
広島	2,206	3.8	7.8	3,270	5.7	115.3	578
山口県	1,015	5.9	7.3	1,464	8.6	105.0	171
岡山	1,815	4.7	9.5	2,557	6.6	133.5	390
鳥取県	477	7.5	8.4	676	10.6	118.6	64
島根県	344	4.3	5.0	624	7.8	90.4	80
香川県	631	3.7	6.5	1,308	7.6	134.6	172
徳島	526	5.5	7.0	838	8.7	111.7	96
高知	427	4.9	5.9	827	9.4	114.7	88
愛媛	899	5.5	6.5	1,528	9.4	111.1	162
福岡県	6,427	5.2	12.6	5,993	4.9	117.4	1,231
佐賀県	664	6.7	8.0	775	7.8	93.6	99
長崎県	798	5.0	5.8	1,449	9.0	106.0	161
大分県	904	5.7	7.8	1,394	8.7	120.2	160
熊本県	1,286	4.8	7.2	1,924	7.2	108.5	267
鹿児島県	1,284	6.3	7.8	1,819	8.9	111.1	204
宮崎県	842	6.0	7.7	1,393	10.0	127.1	140
沖縄	1,584	6.1	11.0	1,907	7.3	132.5	261
合計	148,295	3.8	453.0	140,641	3.6	5,167.3	38,739

- 【注】1. 民事事件数は、最高裁判所『平成28年司法統計年報（民事・行政編）』「民事・行政事件数－事件の種類及び新受、既済、未済－全地方裁判所及び地方裁判所別」の通常訴訟事件数によるもの。
2. 家事事件数は、最高裁判所『平成28年司法統計年報（家事編）』「家事事件の種類別新受、既済、未済件数－家庭裁判所別」の家事調停事件数によるもの。
3. 弁護士数は、2016年12月31日現在のもの。最高裁判所『平成28年司法統計年報』（暦年）に合わせ、2016年12月31日現在の弁護士数を用いた。
4. 弁護士1人あたりの事件数の合計値は、各事件の新受件数の合計を弁護士数の合計で除したもの。

法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性(概要)

(平成30年3月13日 中教審法科大学院等特別委員会)

資料2-4

プロセスとして質の高い法曹を養成するという理念を堅持しつつ、優れた資質を有する法科大学院志願者を回復し、多様な法曹の輩出や地方における法曹養成機能に留意しつつ、学生の資質・能力に応じた期間で法曹となる途を一層充実するため、既修者、未修者コースともに制度改革を推進。

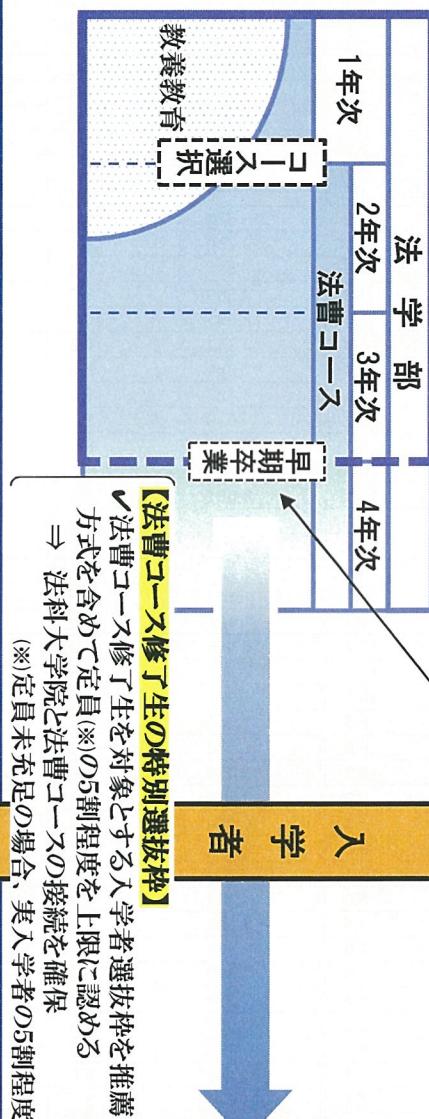
【方向性①】法科大学院と法学部等との連携強化

法学部に「法曹コース(仮称)」の設置を奨励し、法学部が法科大学院と連携して体系的・一貫的な教育課程を編成することにより、法曹志望が明確な学生等に対して、学部段階からより効果的な教育を行つ。更に、優れた資質・能力を有する者が早期に法科大学院に進学できる仕組みを明確化する。

【学部3年次修了時点での法科大学院へ進学】

✓ 優秀な学生が、主として早期卒業を活用して、3年次修了時点で法科大学院へ進学できる仕組みを明確化
 ⇒ 時間的・経済的負担を軽減
 ※ 学教法に規定されている現行の早期卒業制度は例外的な措置であるため、その在り方にについて検討

地方の学生も法科大学院での学修を経て法曹となることができるよう、法科大学院を設置していない大学の法学部が他大学の法科大学院と連携して法曹コースを設置することも期待。



【方向性②】法学未修者教育の質の改善

「共通到達度確認試験」など進級に当たっての質保証プロセスを導入するとともに、きめ細かな指導を効果的に行っている法科大学院には、その教育実績に応じ、重点的に支援。

- ✓ 優れた未修者教育の実例・手法等を体系化し、共有可能とする
- ✓ 複数法科大学院での連携のため、教育課程や入学者選抜の方を含めて調査研究を実施
- ✓ 社会人の入学促進策をも含め、上記以外の支援方策についても引き続き検討



資料 9

「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」に対する意見

意 見 の 趣 旨

- 1 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会において取りまとめられた「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」（以下、「特別委員会3月とりまとめ」という。）は、法科大学院志願者の減少の原因について、時間的・経済的負担という一面のみの検討に終始している。それを受け提唱された法曹コースの創設では志望者回復の要にはなり得ず、現に起きている法曹志望者激減に対する改革としての切迫感もなく、検討として不充分であると言わざるを得ない。
- 2 法科大学院制度の機能を回復させるため、最低限、次の点について早急に検討を行うべきである。
 - (1) 法科大学院の入試選抜及び教育機能を回復させるため総定員をさらに削減すること、その場合、法科大学院の最低限の適正配置は維持すること
 - (2) 「未修者コースの制度改革を進める」ことを具体化すること
 - (3) 法科大学院生に対する経済的支援の充実をはかること

意 見 の 理 由

第1 はじめに

- 1 2001（平成13）年6月12日に公表された司法制度改革審議会意見書においてプロセスとしての法曹養成制度の整備とその中核をなすものとして法科大学院の設置が提唱されて以来、法曹養成制度の抜本的な改革が行われ、2004（平成16）年4月から法科大学院が開校した。
法科大学院志願者は、最初の年度こそ8万人近かったものの、その後は激減し、現在に至るまでその減少に歯止めがかかっていない。
- 2 このような法曹養成の危機に対し、政府は、2015（平成27）年6月30日、法曹養成制度改革推進会議において、「法曹養成制度改革の更なる推進について」を決定し、法曹志望者数を回復させ新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくための諸施策として、法科大学院の改革に関し次の基本的な考え方を示した。
 - ① 2015（平成27）年度から2018（平成30）年度までの期間を集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す
 - ② 法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する経済的・時間的負担の縮減を図る。
- 3 札幌弁護士会（以下、「当会」という。）は、法曹志望者が激減し、将来の司法を支えるべき有意で多様な人材を法曹界に輩出することが困難になりつつある事態が生じていることを踏まえ、2013年3月に「法曹養成制度の抜本的な改革を求める決議」を行い、法曹養成制度

抜本的な改革の必要性を唱え、法科大学院課程修了を司法試験受験要件から外すとともに、かかる場合の法科大学院のあり方について継続して検討すべきとする改革案を示していた。

なお、同決議では、当会はそれまでと同様に法科大学院の運営への協力を惜しまないと明言した。

- 4 当会は、上記の決議を維持しつつも、当面、法科大学院制度を中心とした法曹養成制度が継続する状況のもとでは、現在の制度を前提として、有意で多様な法曹志望者が激減する緊急事態を早急に改善し、法曹養成制度の機能を回復させることが重要であると考える。

そこで、特別委員会3月とりまとめの問題点を指摘するとともに、法曹志望者回復に向けた検討課題について意見を述べる。

第2 特別委員会3月とりまとめの問題点その1—法曹志望者激減の分析が不充分であること

- 1 今年度の法科大学院実入学者数は、1621人と昨年に比べ83人減少し、志願者数の減少に歯止めがかからなかった。

また今年度の司法試験受験者数は5726人と昨年に比べ898人も減少しており、法曹志望者が減少したことの影響がそのまま反映された結果となっている。

特別委員会3月とりまとめでは、法曹志望者減少の原因を「修了に要する期間と経済的負担、大学生の就職環境が良い状況であることもあり、法科大学院志願者及び入学者はいずれも減少を続けている」と分析しており、そこから提案されたのがいわゆる法曹コースである。

即ち、特別委員会3月とりまとめは、法科大学院志願者が激減している主たる原因が時間的・経済的負担の重さにあることから、これを軽減する制度を提案することによって志望者を回復させようというものであり、そのために打ち出されたのが法科大学院と法学部との連携強化による法曹コースである。その中核は、早期卒業制度を利用して、学部3年・法科大学院2年の計5年で法科大学院を卒業できるようにすることで、法曹養成期間を1年短縮できるようにすることにある。法曹コースは、現状において早期卒業制度・飛び級制度を利用して法科大学院既修者コースに入学する者が少数であることを踏まえ、従来の早期卒業制度や飛び級制度の要件を緩和してその裾野を広げようとするものである。

- 2 法曹となった後の活動の場が示されていないこと

(1) しかしながら、以下に述べるとおり、法曹志望者が減少した原因は別にある。特別委員会3月とりまとめは、上記の法曹養成制度改革推進会議の「法曹養成制度改革の更なる推進について」に対応して、法曹養成制度を中心とした制度設計を検討したものではあるが、その分析・検討は極めて限定的であり、提言されている法曹コースも、法曹志望者を回復させるには明らかに不充分である。

即ち、法曹志望者が激減した最大の原因是、以下に述べるとおり、法科大学院志願者の時間的、経済的負担に見合った法曹のあるべき姿を描くことができない現状、換言すれば、司法試験合格後の法曹としての活躍の場が示されていないことにある。

- (2) 法曹が魅力ある職業になっていないこと

司法試験合格者数の大幅な増員をきっかけに弁護士一斉登録時期に未登録となる司法修習終了者が徐々に増加し、2010年12月の弁護士の一斉登録時期には2割を超える司法修習終了者が登録しない状態となり、その後も継続している。

近時、弁護士一斉登録時期及びその後の1年間の未登録者数がこれまでに比べて減少していることを根拠として、司法修習終了後の就職状況が回復しているといわれているが、弁護士として新規登録したとしても、勤務弁護士の待遇面の低下、既存の事務所に籍を置かせて

もううだけの形態や、登録後間もなく独立する形態も見られ、法曹資格を取得しても職業としての安定性に欠けている点は否定できない。

また、裁判官、検察官の採用人数は、2017年度過去最低を更新したが、このような状況も法曹を目指す動機としてはマイナスに作用するであろう。

法曹を取り巻くこうした状況の改善策も合わせて検討されない限り、法曹が魅力的な職業として多くの学生に進路として選択されることは期待できない。

(3) 組織内弁護士像のアピールは進路選択の要素にはなりにくいこと

特別委員会3月とりまとめでは、「法曹界のみならず企業、官公庁や地域社会における福祉部門など公的部門でもますます活躍が期待される」とする。

しかし、学生が進路として法科大学院進学などの分野を選択していない原因として、時間的経済的負担及び法曹資格を取得するまでのリスクを勘案して組織内弁護士という進路を選択するよりも、大学卒業後直ちに就職した方が合理的であると判断する学生が相当数いるものと想定される。現に司法修習終了後組織内弁護士として就職する者の人数は劇的には伸びていない。

したがって、組織内弁護士の活躍等をアピールしても、それのみで法曹志望者を増やすことは期待できない。

第3 特別委員会3月とりまとめの問題点その2—法曹コースについて

以上述べたように、法曹コースの提唱だけでは法曹志望者回復にとって不充分であるが、法曹コース自体も以下に述べるような多くの問題点を抱えている。

1 法曹コースを提唱するだけでその具体化を先送りするなど改革に切迫感がないこと

法曹コースは、現時点で未だ骨格すら固まっておらず、想定される法曹コースの規模も、全体的な規模を示すことなく、単に各法科大学院の定員の5割程度を上限として認める、とするだけで具体性がない。2015年6月に示された法曹養成制度改革推進会議の上記「法曹養成制度改革の更なる推進について」から、法曹養成制度集中改革期間の3年間を経てなされた取りまとめが法科大学院と法学部を対象とした法曹コースの提唱に止まるというのでは、検討のためにかけられた時間からみても極めて限定的で不充分であり、法曹養成全体の問題を更に先送りするものであると言わざるを得ない。

2 法曹コースは制度として種々の問題があること

(1) 特別委員会3月とりまとめにおいて法曹コースの導入が提言されたものの、法曹コースに関する制度設計の具体化はこれからであり、特別委員会内の議論でも、法学部との連携の意味、授業内容などについて充分なコンセンサスが得られていない状況である。

(2) 法学部の志願者が減少していることを過小評価していること

特別委員会3月とりまとめは、法曹志望を決めた時期として、中学生、高校生の段階であったとの回答がそれぞれ3割程度あったというアンケート結果（「法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果」法務省、文科省、2016（平成28）年9月23日から10月19日実施）に基づき、こうした層を法曹コースに取りこむことを想定している。

しかし法学部の入学者数については、法学大学院の志願者減と相まって減少を続け、平成23年頃から横ばい傾向にある。すなわち、法学部への志願者数が回復しているとまではいえず、むしろ法科大学院の低迷に連動している状況にある。法曹コースを創設したところで、法学部の低迷ないし停滞の原因を解消しない限り、法学部に多様な学生が集まり、更に法曹

コースを選択する、という即効性のある改革になるのか疑問がある。

特別委員会3月とりまとめでは、法学部の教育の改善・充実策等についても言及されているものの、いずれも今後の課題とされるにとどまっている。

(3) 学部2年生で法曹コースを選択するリスクが大きいこと

特別委員会3月とりまとめでは、基本的に学部2年次進級時点以降に法曹コースを選択するのが適切とされ、成績評価において「法科大学院の既修者コースの進学に必要な学識を培うことができる充実した教育を行い、学年毎に厳格に成績を評価すること」とし、優秀な成績を修めた学生が法科大学院（既修コース）に進学できるものとされている。

しかし、厳格な成績評価は充実した教育の成果を測るためのものであるから、前提として法学部での教育の改善・充実が先に検討・提言されるべきであるのに、この点については今後の課題とされるにとどまっている。法学部と法科大学院との関係については「連携の実効性を高めて、教育等の充実を図るため、教員組織の状況等を踏まえ、これを活用する」としているが（時期を合わせて専門職大学院の必要専任教員のうち学部との兼務を規制していた制度が改正され、平成30年4月1日に施行されている）、これは現状の法学教育における人材不足が如何ともしがたくなったことの結果であり、実際には法曹コースのための法学部の改革でもあることから、むしろ法学部全体の教育の改善・充実を行うことは極めて困難となり、後述するように法学部自体の役割や機能を犠牲にしかねない。

また、優秀な成績を修められなかった学生は法科大学院の特別の選抜枠には入れないことになり、その学生が法曹以外の進路を考えたとき、厳格な評価によって成績がつけられていれば、同じ大学の法学部に在籍している他の学生との比較においてハンディとならざるを得ない。あるいは途中で法科大学院へ進学せず、別の進路を選択したときも同様の問題が生じる。こうした疑惑が解消されない限り、学部2年生で法曹コースを選択することは極めて大きなリスクとなり得るのであって、求める人材が確保できるのか、疑問が残る。

(4) 他大学の法学部との連携について

法学部は設置しているものの法科大学院を設置していない大学では、他校の法科大学院との連携によって法曹コースを設置することになる。この点、特別委員会3月とりまとめでは、特に法科大学院を持たない地方の法学部、法科大学院を廃止した大学の法学部などが積極的に他の法科大学院と連携して法曹コースを設置することを期待している。

しかし、学部のカリキュラムや学生の成績評価はそれぞれの大学で異なることから、法曹コースに関する連携が一般的・広範囲に行われることは困難であり、特定の法科大学院と法学部との個別の連携とならざるを得ない。

また、法曹コースを設置した大学の法学部においては、法科大学院への進学を推進できる充実した教育を行うことになっている（法科大学院の基本科目に相当する科目等について充実した教育を行うことが想定されている）が、当該法学部の負担が大きいものにならざるを得ず、現実的に広く具体化が可能な構想とは言い難い。

(5) 法曹コースを選択しない者のための選択肢が検討されていないこと

特別委員会3月とりまとめでは、法曹コースを選択しない又は同コースに進級できなかつたものの法科大学院を目指そうとする者に対する検討はほとんど行われていない点も問題である。

現状では司法試験合格者数は1500人程度となっているが、法曹コースの構想が想定しているのはその1割程度であり、これだけで法曹志望者を回復させるのは無理がある。

(6) 法曹志望者を増やすための改革は予備試験に対抗することではないこと

周知のとおり法科大学院における時間的・経済的負担を回避するため、司法試験予備試験（以下、「予備試験」という）を受験する法曹志望者が相当数存在し、現状では1万人を維持している。予備試験に合格すれば法科大学院を経由せずに司法試験受験資格を取得できるため、現に優秀な学生は、法科大学院ではなく予備試験を選択することが常態化している。

このような現実を踏まえると、特別委員会3月とりまとめで提唱された法曹コースは、法曹志望者全体を増やすためのものというよりは、法曹志望者の中で予備試験に流れる優秀な学生層を食い止めるための位置づけであると批判されてもやむを得ない。

即ち、第83回法科大学院等特別委員会で配布された「平成29年司法試験予備試験受験状況」（資料1-4、5）では、各法科大学院の予備試験合格者数が二桁となっている法科大学院に黄色印が付されているが、これらはすべて司法試験合格者数上位校である。こうした法科大学院から予備試験に流れていく層を何とか食い止めるための制度が法曹コースにほかならない。

現在、課題とされるべきは法曹養成全体の改革であり、法曹志望者全体を増やすことであって、優秀な学生層の予備試験への流出を阻止することではない。

法曹志望者を増やすことによって法科大学院を選択する者が増えるような改革こそが求められている。

(7) まとめ

以上のとおり、法曹コースの創設は、予備試験に流れかねない層を法科大学院に呼び戻すための対策にしかならない可能性があるだけでなく、種々の問題を内包したものであって、法科大学院制度改革を目指すとする「法曹養成制度改革の更なる推進について」で示された法曹養成制度改革推進会議決定の要請に対する抜本的な改革案というにはほど遠いものである。

即ち、特別委員会特別委員会3月とりまとめでは法曹コースが提言されたが、経済的・時間的負担の軽減の一部が提唱されたに過ぎず、給付型支援を含めた経済的支援の充実を推進とした点については検討さえされていない。何よりも重要な法科大学院の教育の質の向上という点については法学部との一貫教育（法曹コース）に比重が置かれるだけで、未修者コースの改革は先送りするなど、法曹コースに偏ったものとなっている。

このように、法科大学院等特別委員会では法曹コースの創設が提言されただけで具体的な制度設計はこれからとされているのでは、現在危機に陥っている法曹養成制度の改革に対する切迫感・スピード感が全くない。

更に、2015（平成27）年6月30日の法曹養成制度改革推進会議決定では、法科大学院改革に関する基本的な考え方の第1点目として、「法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す」とされていたにもかかわらず、特別委員会3月取りまとめでは、単に「各法科大学院は、法学部との連携の実効性を高めて、教育等の充実を図るため、教員組織の状況等を踏まえ、これを活用する」と言及するにとどまり、他方で、法科大学院進学時に優れた法律学の学識・能力を有すると認められる者を対象とし「既修得とみなせる単位の上限を上げることの検討」というように優秀な志望者の確保ばかりに重点が置かれ、抜本的な教育の改善・充実に関する検討が極めて不充分である。

第4 今後の課題

1 法科大学院の総定員をさらに削減すること

(1) 現在、法科大学院志願者の減少により、法科大学院の定員が充足されない状況が常態化している。直近では、平成28年度で定員2724人、実入学者数1857人、平成29年度で定員2566人、実入学者数1704人、平成30年度では定員は2330人、実入学者数1621人である。

法曹志望者の減少が顕著である中で、多数の有為な法曹志望者を積極的に増やす必要があることからすれば、現在の法科大学院数、定員数はかえって制度への信頼を失わせている。それは法科大学院の入学者選抜が充分に機能していないとの疑問を払拭できない状況にあるからであり、一部の司法試験合格率が低迷している法科大学院においてはそれが顕著である。

そこで法科大学院の総定員数を実態に合わせて削減していくことが必要である。実態に見合わない入学定員は入学試験における選抜機能を失わせるだけでなく、ひいては法科大学院全体の信頼を失わせることになる。

また、人的、予算的に考えても、実務家教員も含めて適切に配置される必要があることに加えて、後述するように法学研究における人材養成にも大きな支障を来しかねないことをも考慮すれば、法科大学院を適正規模にすることも必要である。

こうしたことから、法科大学院の統廃合ということも選択肢の1つとして法科大学院全体の入学総定員数を削減していくことにより法科大学院制度の機能回復と信頼回復がなされなければならない。法科大学院志願者を回復させるための大前提である。

(2) 法科大学院の最低限の適正配置は維持すること

法科大学院は、開校当初74校が設立されるという濫立状態であったが、現在では39校となった。地方の法科大学院の多くは学生募集停止に至り、その結果、四国では法科大学院はなくなり、北海道、東北、北陸、中国、九州なども拠点となった札幌、仙台、金沢、岡山、広島、福岡（沖縄）に法科大学院を残すのみとなった。ICT技術を用いた地方での法科大学院の授業のあり方が検討されているが、その効果的な実施には現状では課題が多いことも率直に認める必要がある。

法科大学院制度における適正配置は、医学部のように各県1校の設置は困難である反面、すべて東京、大阪などに赴かない限り法科大学院に入学できないということになれば、地方の潜在的な法曹志望者を遠ざけてしまうことになりかねない。総定員の削減によって法科大学院の統廃合も不可避としても少なくともそれぞれの地方の拠点となる法科大学院は維持されるべきである。地方在住の者が法曹になるための選択肢として予備試験しかないということになれば、地方の法曹志望者を一層減少させる要因になる。

司法という国のインフラを担う人材の育成について国が責任を負うことは当然というべきであり、地方の法科大学院を維持するために、国は相応の財政的支出をする必要がある。

現状の法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムでは地域配置（同一都道府県内に2校以下）も加算対象としてはいるものの、その位置づけは低い。地方において地域の法的需要を担う人材の育成に取り組む法科大学院の活動に対して大幅な加算を行い、充分な財政基盤の確保につなげていくなど、求められているのは充分な財政支援である。

2 未修者コースについて

(1) 特別委員会3月とりまとめでの未修者コースの位置づけ

未修者コースは、法科大学院制度において、法学部出身者以外の者、社会人など法曹の多様性を確保するという観点から提唱されたものである。

現状では、未修者コースの入学者数は平成28年度で635人、平成29年度で567人、平成30年度で509人となり、減少に歯止めが掛かっていない。また、司法試験合格率に

おいても既修者コースとの開きが顕著となっている。このような状況を踏まえ、特別委員会3月とりまとめでは、未修者コース入学者に占める純粹未修者や実務経験者の割合について3割以上と定めた文部科学省告示の見直しを提言するに至った。また、試験的に実施されてきた共通到達度確認試験の導入を本格化させる内容となっている。

(2) 未修者コースの現状と問題点

未修者の到達度を考えるにあたっては、1年で既修者レベルに到達させるという当初の制度設計が実現困難であったということを前提に検討する必要がある。未修者コースをストレートで修了する割合は低く、司法試験合格率も低迷していることから、質の確保が喫緊の課題となっていた。

各法科大学院の進級判定・修了判定においてかなりばらつきがあるだけでなく、根本的には未修者コースにおける入試選抜が機能していないことが原因とされている。未修者コースの質そのものの信頼を低下させかねないことから統一的な判定方法として未修者コースの1年次修了時点での共通到達度確認試験の導入が既定路線となっている。

しかし、未修者コースに関する教員、未修者コースから法科大学院課程を修了した法曹資格者などからは、1年で既修者コースに追いつくことは難しく3年間を通して既修者と同等の実力を身につけてきたという声を聞く。これを前提とすると、未修者コース1年で選別する共通到達度確認試験の導入は、未修者コースの改善ではなく、切り捨てとなりかねない。これでは未修者コースの志望者を回復できないどころか、より一層志望者を減らし、多様な人材の供給を阻むことになる。

(3) 未修者コースに関する法科大学院相互の連携について

特別委員会3月とりまとめでは、未修者教育を行う法科大学院全体において法学未修者に対する効果的な教育方法を共有することや複数法科大学院で連携して教育を実施することが必要であるとされているというだけで、未修者コースの具体的なあり方については今後の課題として先送りにされている。

(4) 未修者コースも改革内容を具体化すること

前記の法曹コースは学生を早い時期から法曹養成に特化させるものであり、他方で未修者コースの改革が先送りされていることから、他学部出身者や社会人をますます法曹を目指すルートから遠ざけてしまうことが強く懸念される。

そのため、現状において未修者枠3割目標の数値を撤廃したことはやむを得ず（平成30年4月1日施行）、未修者コースに関する対応については各法科大学院の自主性に委ねざるを得ないとしても、未修者コースをこのままの状態で放置することは許されない。法科大学院制度を維持する以上、法曹志望者の多様性確保のために、未修者コースに合ったカリキュラムの検討など「未修者コースの制度改革を進める」ことを具体化すべきである。

3 法科大学院生に対する経済的支援の充実をはかること

この間、司法修習生に対する経済的支援が一部ではあるが復活した。これは法曹志望者を確保する上で不可欠の改正ではあったが、それはあくまで司法試験合格後のことであり、それだけで法曹志望者を回復させるには不充分である。法曹養成制度の中核たる法科大学院制度を維持するための財政的援助は不可欠である。

法科大学院課程の修了後に多額の借金を負っていることがこれから法曹として巣立つ者の姿というのであれば、法曹志望者に対する負のメッセージにしかならない。

法曹コースによる時間的、経済的負担の軽減は一部の層には機能するかもしれないが、法曹コースを選択しない大多数にとっては従前と変化がないのであるから、その中で志望者数を回

復させるためには財政的な援助は不可欠である。

法曹養成は、他の専門職の養成と異なり、三権分立の一翼である司法という、国の社会インフラに必要な人材を供給するものである。特別委員会3月とりまとめにおいても若干は触れられているものの、前掲「法曹養成制度改革の更なる推進について」でも取り上げられた給付型支援についての検討が不充分である。

以上の次第で、法科大学院生の負担を軽減するため財政措置を実施することは不可欠であり、給付型を中心とした奨学金制度を充実させる必要がある。

第5 特別委員会ではほとんど議論されず、しかし、法曹養成制度を検討する上で落としてはならない検討事項

1 「法曹コース」設置が法学部のあり方に及ぼす影響につき検討されるべきこと

法学部には法学の基礎研究も含めた独自の存在意義がある。法科大学院と法学部を切り離してきてることには、法学部教育として意味があった。司法制度改革審議会意見書では「法曹以外にも社会の様々な分野に人材を輩出しており、その機能は法科大学院導入後も基本的には変わりない」としていた。

しかし法曹コースは、3年次での卒業への要件を緩和してしまう点で、法学部教育のあり方を変えてしまう。

法学部に法曹コースを導入することによって、司法試験受験のための法学部教育に傾斜しないのか、特別委員会3月とりまとめでは「理論と実務に精通した研究者を養成」と掲げるものの、法学研究者の養成に影響はないのか、法学研究が現状に対する批判的な視点を失わないか、法学部の多くの学生は法曹コースとは無縁であるのに、法学部があたかも法曹養成のためのものであるかのように誤解され、法学部への志願者を遠ざけはしないか、などの懸念がある。

法曹コースの創設により多大な影響を受ける研究機関としての法学部・法学部大学院法学研究科や法学部教育の観点からの検討が欠如している点は極めて問題が大きい。

2 法科大学院、司法試験、司法修習の有機的関連について引き続き検討されるべきこと

司法制度改革審議会意見書は、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させたプロセスとしての法曹養成制度の整備を求め、その中核として法科大学院の設置を提言した。特別委員会3月とりまとめでも、法科大学院の立場からの司法試験・司法修習との有機的な連携の在り方も含め、さらに検討を深める事項を引き続き議論していくものとしている。

司法修習こそ実務を学ぶ上での中核であるが、司法修習期間の伸張や法廷実務を学ぶ前提としていわゆる前期修習を復活させるなど、最高裁司法修習委員会2004年とりまとめの見直しも含め、司法修習を充実させるための議論が不可欠である。

第6 結語

特別委員会3月とりまとめは、引き続き特別委員会での議論を経て、中央教育審議会大学分科会等で更なる検討がなされ、国の施策へと結実するものと想定されるが、当会は、今後も、各議論状況を注視しながら、有意かつ多様な法曹志望者が増加するための方策について、適宜の場面で意見の発出や運動等を精力的に行っていく所存である。

以上

2018年（平成30年）5月30日
札幌弁護士会会长 八木 宏樹